



図1A 「阿波国大絵図」(部分、『阿波・淡路国絵図の世界』徳島市立徳島城博物館、2007年)

「鳴門辺集」にみる一八世紀末の鳴門・撫養地域

― 鳴門海峡をのぞむ大毛山を中心に ―

はじめに

本稿では一八世紀末における鳴門・撫養地域の概況と特徴を、「阿波国大絵図」および「鳴門辺集」から示した上で、鳴門海峡をのぞむ大毛山の歴史の実態を明らかにしたい。

町田 哲

一 「阿波国大絵図」にみる渦潮とその周辺

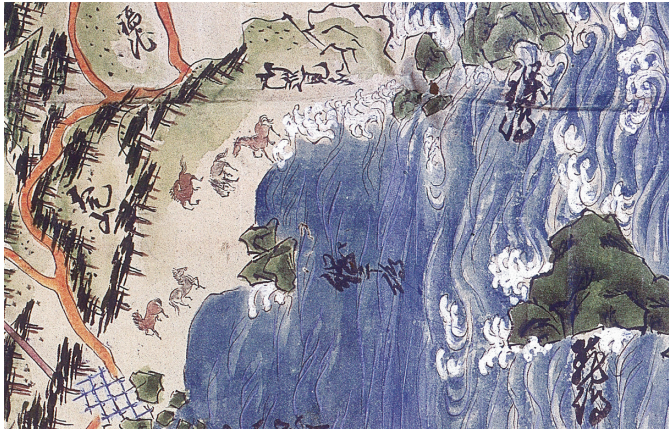


図1B 「阿波国大絵図」(大毛牧部分、『阿波・淡路国絵図の世界』徳島市立徳島城博物館、2007年)

一八世紀後半の作とされる「阿波国大絵図」(個人蔵)は、徳島市立徳島城博物館の絵図図録三集『阿波・淡路国絵図の世界』で既に紹介されている^①(図1A)。大きさは五六〇・五×四三三・〇cmで、蜂須賀家に伝来したものである。これを解説した根津寿夫氏によると、「幕府の命令により調整された国絵図とは異なり、徳島藩によって作成された藩用図(藩撰国絵図)」である。国境、村名、城跡・寺社といった一般的な情報や交通情報(峠道・一里松・渡し場)だけでなく、藩の支配に関する情報(番所・分一所・制札場・巡見所)などが記されている。根津氏によれば、この絵図には十代藩主重喜の隠居屋敷である大谷屋敷や、巡見所の記載が随所に見られることから、本絵図は、藩主巡見時の上覧に供するために、重喜の事蹟を顕彰する立場から一八世紀後半に作成された「地誌的で名所絵的な国絵図」であるとされている。

ここで鳴門・撫養地域の描写をみると、次の五点が注目される。

①渦潮。現在の鳴門海峡付近には、渦や潮の流れ、波しぶきが記されている。その一方で、鳴門海峡だけでなく、北泊―中島田間の小鳴門海峡の外側にも渦が描かれ、両所がいずれも潮の流れが速い特異な場所として描かれている点に特徴がある。

②御巡見所。その鳴門海峡に突き出た陸地部分には「御巡見処」の記載がある。根津氏によれば、藩主が領内を廻国巡視する巡見は、藩祖家政時代からみられるが、例えば享保一四(一七二九)年の巡見では、徳島城を出て讃岐街道を北上して大坂口番所を見分し、伊予街道・撫養街道沿いを巡見しながら、西の国境・佐野村や雲辺寺を見分している。こうした地点が本図に描き込まれているということから、遅くとも一八世紀後半には藩主による巡見行為が儀礼化していたことを物語っているという。

したがって、この鳴門海峡を望む地点のこの「御巡見処」は、必ずしも渦潮を見るものとは特定されず、藩主が国境を見分するという政治儀礼行為のための場所であつたと考えるべきであろう。

③大毛山。巡見所の南側の山には「大毛山」と記されている。大毛山は、別の国絵図「御国画図」(一八〇三年)に、御林の一つとして描かれている^②。御林は、周辺一般住民が勝手には利用できない山で、藩用材確保や藩の利用のための山である^③。したがって、本絵図でも、草山ではなく、木が繁っている様子が描かれている。

④馬。図1Aを拡大した図1Bでみると、大毛山の東麓には、波打ち際を走る五頭の馬が描かれており、国絵図としては特異な表現といえよう。その南側には「馬関垣」として垣根も記されている。

これは藩営の「大毛牧」である。詳しくは後述する。

⑤塩浜。撫養周辺では、高島・三ツ石・弁才天・大桑島・小桑島・才田・南浜・明神の各村に、「塩浜」と書き込みがある。これらの塩田については本報告書の小橋靖氏の報告を参照されたいが、当該地域が潮の干満を活かした生業として入浜式塩田が展開した地域であったことが、本図にも如実に示されているのである。

二 「鳴門辺集」―土佐泊浦を中心に

(1) 「鳴門辺集」の史料性格

作成契機 このように藩撰国絵図上に描かれた当該地域の特徴を、一八世紀末の地誌によって掘り下げてみよう。「鳴門辺集」は、寛政七（一七九五）年に記された鳴門・撫養・北灘の二五ヶ村・七ヶ浦の状況を記した地誌である。村の歴史と現状（庄屋の変遷）、地理的説明（名勝旧跡・伝説・古歌等）、寺社・藩の施設・役人・身居・漁網（魚名）・産物等を書き上げており、一八世紀末の時点における当該地域の状況を通覧できる好個の歴史資料である。現在、『鳴門辺集』（鳴門市史下巻別冊）⁽⁴⁾として翻刻紹介されている。その解題（本田昇氏執筆）によると、原本は残っており、五冊の写本だけが残されている。『鳴門辺集』では吉祥寺旧蔵本（瀬戸町堂浦・一九七一年焼失）を底本としている。その作成経緯についても既に解題が記しているが、再度、確認したい。

【史料1】

【序文】夫れ其ノ国ニ生レテハ、其ノ国圻ノ来歴ヲ知ラザルコトアル可カラズト謂フト。雖モ、其ノ元ヲ知ルコトノ難キヲ争フ、然而全ク今と異ル者多クシテ、而シテ今明ラカナラズ、童蒙曉ル亡シ、余、若性ノ時検士往還ノ刻、両度君命ヲ蒙リ焉ヲ魁ル、案内スルコト讃境従リ淡路ニ到リ、此ノ事ニ就ク、故ニ浦々邑々ノ戸家ノ遠近ヲ探リ、而シテ意府ニ諳憶シ、地裏ノ委キヲ定ムルナリ、偶々休暇ノ日ニ就テ其ノ大綱ヲ撮リテ以テ通俗ノ文詞ヲ作ル、名テ鳴門之辺集ト謂フルナリ

【跋文】此鳴門辺集に載する所の村浦三拾式ヶ所、天正年中以後鳴門の辺り入江く自然といへ上り、又ハ塩浜等築立、村と成り浦となり、いとなく地名分り、人家多くなりて撫養之庄と唱ふ、前頭之通愈上り候ゆへ鳴門潮の往来昔よりつよく、風景弥増し、他国人見物宜敷成ル、序に記するとふり鳴門の辺り聞つたへ言伝へのミ書しるす

（大意：掲載した三二ヶ村は、天正以後、入江であったところが陸地となり、塩浜が出来るなどして、村や浦が形成された。それにしたがって、地名も分かれ、人家も多くなった。また陸地化に伴い、鳴門の潮の流れは以前より強くなり、景観も良くなったことで、他国人（阿波以外の人）からの見た目もよくなった。序文に記したように、鳴門周辺の聞き伝えや言い伝えだけを書き記した。）

寛政七卯年六月

史料1は『鳴門辺集』に掲載されている序文（漢文の書き下し）・跋文と、それをもとに筆者が作成した大意である。序文からは、作者の地域の歴史・地理の根拠を示そうとの意図がうかがえ、跋文からは、作者がとくに地域の形成過程に関心を持ち、塩浜化や潮流れによる景観にその特徴を見出している点が注目される。

作者 「鳴門辺集」の作者は、残念ながら不明である。序文で作者自身が、幕府巡見使を二度案内したことがあり、事前に村々や主立った家の歴史を調査したことを述べている。『鳴門辺集』解題もこの記述等に注目し、撫養近辺に居住し、巡見使を案内した組頭庄屋⁽⁵⁾層と想定しているが、特定には至っていない。

なお、幕府巡見使は、將軍の代替わりごとに使番一人と小姓組番・書院番二人が一組となつて全国を巡見し、各地の政情・民情を監察するとともに、公儀の威光や仁恵を諸国に知らしめる役割を有していた⁽⁶⁾。阿波にきた巡見使の例で、寛政七年にもっとも近いのが、寛政元（一七八九）年の事例である。『阿淡年表秘録』⁽⁷⁾には、「五月一十六日御巡見使池田雅次郎殿・諏訪七左衛門殿・細井隼人殿、土州より御入来、同廿日市中旅宿着、同廿六日讃州へ越境、六月十日讃州引田より淡州福良へ着船、同廿三日由良浦より御船二而大坂迄送之」とみえる。巡見使一行を送迎することは、藩や地元村々に大きな出費と手間を強いたが、巡見使からの質問に備えて、事前に詳細な想定問答集が作られている。例えば那賀郡和田島村には、同年五月の「御巡見様御答書帳」「御答書」「御尋の節御答心得ヶ条」が残されている⁽⁸⁾。ただし、これらは藩側が作成し、郡奉行が村々に触れ渡した内容の写であり、かつその内容も領内全域に関わるもので、「鳴門辺集」のように特定の地域の情報を村ごとに示したものではない。また後年になるが、天保九（一八三八）年五月の巡見使に際して、板野郡では各村が組頭庄屋に対して田畠の面積・高、家数・人数、船数等を報告し、組頭庄屋もそれらをまとめた調査書を作成している⁽⁹⁾。しかしこれらの内容も、村明細帳の域をでるものではない。したがって「鳴門辺集」の作者は、こうした藩が作成する「御答書」のための下調べにも関わったが、それ以上に独自に、地域の歴史や特徴を調査し、「鳴門辺集」にはその情報等をもとに村ごとに書き記したのだと考えられよう⁽¹⁰⁾。

ちなみに、寛政元年の巡見使が、讃岐国引田浦から淡路国福良浦にむかう際には、船で撫養を経由している。巡見使の一行一八艘の他に、案内船三艘・御供船一二艘・飛脚船四艘の船団が編成され、堂浦・北泊浦・土佐泊浦・別宮浦・折野村・大浦村・宿毛谷村・鳥ヶ丸村といった村々が役船を出している。また、撫養里浦宝珠寺と岡崎村蓮花寺での宿泊に際しても、周辺各村が料理人・小遣・人足等を提供している⁽¹¹⁾。これらの準備・対応の実質を取り仕切るのが組頭庄屋であった。

このように、「鳴門辺集」は、巡見使を案内した経験のある撫養地域の人物

が、案内時に調査した内容をもとにして、地域の歴史（「来歴」）の根拠を示そうとしたものである。一八世紀末、全国各地で地誌や家譜が熱心に作成されているなか⁽¹²⁾、藩撰の『阿波志』や、進行中の村からの調査報告『阿波志編集』、幕府巡見使対応といった、外在的な調査を契機としながらも、そこでは洩れ落ちるような内容（言い伝え・聞き伝え）を豊富に盛り込んだ、独自の地誌といえよう。その範囲は、巡見使が海上通行した北灘く撫養地域に該当し、かつ「鳴門潮の往来」に根ざした地域と捉えられていた。「鳴門辺集」は、撫養・鳴門地域のいわば「地域再発見」の書であったといえよう。

（2）藩主の遊覧・鹿狩・牧場の地

まず、「鳴門辺集」にみる鳴門海峡周辺の地の特徴を、鳴門を望む「土佐泊浦」を起点に捉えていこう。なお、史料については前掲『鳴門辺集』を参照いただきたい。



図2 『阿波名所図会』より「鳴門真景」
（部分、鳴門教育大学所蔵）

「太守様鳴門御遊覧」 四条めの「孫崎」（以下、「孫崎」（土佐泊4）のように略す）には、「藩主遊覧の際には、孫崎の峯に仮御殿をたてる。礎石あり。諸人の見物もこの孫崎から案内人が出る。茶店あり」と記されている。鳴門を望む岬の先端にあたる孫崎が、藩主の遊覧場所であり、その時だけは仮御殿が設置されること、またふだんから普段から民衆が「見物」し、茶店まであるように、一八世紀末のこの段階には名所化して

いることがうかがえる。のちの『阿波名所図会』（探古室墨海撰、浪華書林、文化一一（一八一四）年）の「鳴門真景」（図2）にも、「をふげ山（大毛山）」の鳴門側に、茶店と思しき建物と、その隣の縁台に腰をおろす人々の様子が描かれているが、それと合致する記載内容といえる。

「太守様大毛山御鹿狩」 土佐泊浦に大毛山の記載は無いが、この地で藩主による鹿狩が成されている記述は随所に見られる。庄屋源助家の来歴を示す（土佐泊1）では、源助家が、御鹿狩の御用を勤め、ほうびとして「革之御羽織・御袴」が下付され、「御野合御目見人」として藩主の御目見（野外）を代々許されてきたとある。ほかにも小高取格（土佐泊30）西條家は「もともと櫛木村の住人だが、四代前の頃から大毛に住む。代々西條流鉄砲の師家で門人が多い。

林弥は砲術の名手で、藩主御鹿狩の際にあちこち御用を命じられ、手柄が多かった」とあり、岡崎村の「御屋敷」⁽¹³⁾（岡崎御屋敷（岡崎3））にも「大毛山・嶋田山の御鹿狩の際には、藩主が逗留する」とある。表1・表2によれば、代々の藩主はたびたび大毛山を中心に鹿狩や鷹狩を行っていることが明らかである。

また、御鹿狩で革の羽織袴を拝領したのは、土佐泊浦の庄屋だけではない。堂浦の庄屋岡田寿助家（堂浦1）も先年「大毛山・嶋田山御鹿狩の際に、革の羽織・袴を下付」され、小島田村の庄屋甚右衛門（小島田1）も先年「大毛山・嶋田山御鹿狩の際、革の羽織袴を下付され、野合目見（野外での目見）を許された」とある。藩主の鹿狩の際には、周辺村の庄屋らは御用を勤めていたことがうかがえよう。

表1 藩主等の撫養大毛山での鹿狩・鷹野関係記事

年. 月. 日	西暦	内容
慶安3. 12. -	1649	因幡守(後の第3代藩主光隆)君大毛山御鹿狩
明暦3. 4. 25	1657	(3代光隆)撫養大毛山にて御鹿狩御獲鹿64頭
万治2. 10. -	1659	(3代光隆)堂之浦御鹿狩御拳鹿2
貞享3. 9. 3	1686	公(5代綱矩)為御鷹野撫養へ御出、同6日御帰城
正徳元. 10. 18	1711	(5代綱矩)撫養で御鷹野
享保元. 4. 18	1716	公(5代綱矩)御同断(為御泊鷹野)撫養へ御出、翌日御帰城
享保3. 閏10. 11	1718	公(5代綱矩)御泊為鷹野撫養へ御出、翌日御帰城
享保11. 10. 25	1726	公(5代綱矩)為御鷹野撫養御屋敷へ御出、同27日御帰城
享保11. 11. 5	1726	公(5代綱矩)御同断(為御鷹野)二付同処(撫養御屋敷)へ御出、翌6日御帰城
延享元. 11. 9	1744	公(6代藩主宗員)為御鷹野撫養御出、木津長谷寺金毘羅観音へ御参詣、同12日御帰城
延享4. 1. 12	1747	公(8代藩主宗鎮)為御鹿狩撫養へ御出、同13日御帰城
宝暦10. 10. 29	1760	公(10代藩主重喜)為鹿狩御鷹野撫養へ御出、11月9日御帰城
明和元. 9. 26	1764	公(10代重喜)為御鹿狩撫養へ御出
明和5. 8. 7	1768	(10代重喜、撫養大毛山鹿狩、出典「撫養御狩一巻」)
寛政5. 正. 20	1793	(11代治昭)撫養御鹿狩御出、23日御帰城
寛政6. 9. 2	1794	(11代治昭)撫養御鹿狩御鷹野御出、同6日御帰城
文化2. 2. 1	1805	公(11代治昭)大毛山御鹿狩
文化11. 9. 26	1814	(12代斉昌)為御鷹野撫養へ御出、同晦日御帰城

出典：『徳島県史料第一巻阿淡年表秘録』（徳島県、1964年）

39) 牧馬場と牧場番 土佐泊浦には「牧馬場」(＝大毛牧)が存在した(土佐泊浦)。黒山の境から大毛山の鳴門戸崎までが範囲で、奥州馬を放牧しているという。牧馬場に関しては、撫佐村の庄屋甚左衛門(撫佐1)の項に「大毛牧場之番を命じられ、諸役免除を得ると同時に役料として山を下付された。しかし寛政七年(一七九五)に赦免され、山も取り上げられた」とある。「鳴門脇港」とされる室村の遠見番所番人兼庄屋日下喜右衛門(室1)や、大島田村庄屋兼御林番人の勘兵衛(安永年中に苗字帯刀を許され石坂門平と改名(大島田1))にも同様の記載がある。牧馬場は土佐泊浦に存在したが、牧場番は撫佐・大島田・室の三ヶ村の庄屋が寛政七(一七九五)年まで勤め、役料として山を与えられていたのである。なお、寛政七年以降は前に述べた西條家が牧場の「大毛牧御用受持」を担うことになった(後述)。

御林(留山)である大毛山には、巡見所や藩営の牧馬場(大毛牧)が存在し、

表2 藩主等の撫養周辺への藩主来訪記事(鹿狩・鷹野を除く)

年. 月. 日	西暦	内容
慶長10. 12. -	1605	公(初代至鎮)撫養へ御出、才田山 ^右 新開之田畠及塩浜御覧被遊、馬居七郎兵衛・大谷五郎大夫御目見被仰付、御条目被下
承応3. 8. 22	1654	(3代光隆)為御逗留撫養御茶屋へ被為入、9月上旬御帰城
元禄10. 10. 12	1697	(5代綱矩)卯刻過須本御発駕撫養御屋敷へ御着、同13日里并土佐泊御巡見、同14日鳴門御覧、同15日辰刻撫養御発駕午刻御帰城
享保12. 3. 22	1727	公(5代綱矩)為御慰撫養へ御出、同26日御帰城
享保13. 10. 18	1728	大公(5代綱矩)藻風呂為御入撫養へ御出
享保14. 6. 18	1729	公(6代宗員)撫養へ御出、北泊御見分御出かけ、御屋敷浜二而田中八郎左衛門騎射被仰付御覧、同19日鳴門より大毛山牧場御覧、御帰之節大毛海端ニて御弓之者兩人芝矢被仰付、同日御帰城
元文5. 11. 6	1740	公(8代藩主宗鎮)淡州表為御巡見御発駕天氣相二付岡崎御屋敷二而御逗留、土佐泊・林崎・黒崎之子供祭礼の節歌舞伎御覧
元文5. 11. 23	1740	(8代宗鎮)同23日御渡海、巳刻岡崎御屋敷二御着、木津村長 ^(谷) 国寺御参詣、酉刻御帰城
享和2. 8. 28	1802	公(11代治昭)撫養藻風呂為御入治御出、9月5日御帰城
文化3. 9. 21	1806	(12代斉昌)撫養御出、同23日御帰城
文政元. 7. 7	1818	(12代斉昌)卯中刻為御慰撫養へ御出、同10日巳中刻御帰城
文政5. 6. 8	1822	(12代斉昌)卯刻御釣為御慰撫養へ御出、同10日未中刻御帰城
文政7. 閏8. 25	1824	(12代斉昌)為御釣御慰撫養へ御出、同28日未中刻御帰城
文政11. 7. 7	1828	(12代斉昌)卯中刻為御釣御慰撫養へ御出、同10日未刻過御帰城
天保3. 8. 6	1832	(12代斉昌)辰刻公為御釣御慰撫養へ御出、同9日辰中刻御帰城
天保6. 閏7. 24	1835	(12代斉昌)巳刻為御釣御慰撫養へ御出、同26日巳刻過御帰城

出典：『徳島県史料第一巻阿淡年表秘録』(徳島県、1964年)

その周囲を含めて藩主の鹿狩の場でもあった。鳴門海峡を望む大毛島は、このように藩の施設が集中する特異な場として存在したのである。

(3) 海と生業

「鳴門辺集」を通覧すると、塩浜（塩田）はもちろんのこと、多様な海のあり方とそれに対応した漁業がなされていたことが見えてくる。詳しくは磯本宏紀氏の報告を参照いただくとして、ここではそこに見られる特徴と社会関係を概観したい。

内海と生業 「寿久海^{すくのうみ}」（土佐泊35）には次の様な記述がある。「寿久海は、三ツ石と高嶋村の間の入江で、土佐泊の漁場である。安永期に徳島杉屋町の郡屋牛之丞が願い「いけす」の設置を認可された。しかし、（いけすが作られれば）海の口がせき止められてしまうために潮の通りが悪くなり、塩田に被害が生じると、三ツ石・高島両村が願い上げた。また、土佐泊側も「漁場迷惑」と願い出た。しかし結局、いけすが認可された。（郡屋は）ハマチや小ハマチを養殖したが、口の水門だけでは潮の通りが悪く、魚も生育しないため、長崎山（高島村）の先の「鹿ノ首」を開削し、内海へ堀明けた。それでもなお潮通りが悪く、魚が生育しなかつたため、結局郡屋は損銀が嵩み、五年程で没落した」という⁽⁴⁾。これは、内海に目をつけた請負人がいけす業に参入するも、生育条件の悪さから頓挫した事例といえよう。

ここには、いけすの設置が、塩田や漁業など既存の生業と競合していた点を読み取ることができる。潮の干満を活かした生業か、内海を活かした新規請負かが問われているのである。こうした海の生業をめぐる競合は、漁業と塩田開発との間にも見られた。例えば、「魚口銀拾分一請所」（土佐泊37）では、「魚口銀は通常、五分一だが、天和期にすくの海の一部を塩田（三石村八軒浜、現鳴門教育大学高島キャンパス内）とすることが命じられた。そこを漁場とする土佐泊浦側は困る旨を願い上げたが、塩田にすることが藩の「御為」になるとして、最終的に塩田となった。そのかわり（その手当として）土佐泊だけは魚口銀が十分一となり、「所請」（地元村による請負）となった」とある。魚口銀とは、本来、漁獲高の五分一を銀にかえて藩に納入する制度であるが、漁場が減らされる手当として、魚口銀が半減されたことになる。このような「魚口銀十分一」という措置は土佐泊浦だけであつたと記されているが、一七世紀以降の撫養・鳴門地域での塩田開発の裏には、漁場との間での緊張関係が生じる場合もあつたことがうかがえる⁽⁵⁾。

潮・海産物・網 一方、潮の流れの激しさを示すものとしては、鳴門（土佐泊2）の「干満とも潮二向イ通船成りかたし」をはじめとして、鳴門海峡内に位置する中瀬（土佐泊3）・孫崎（土佐泊4）・飛島（土佐泊8）にもほぼ同様の記載がある。また、鳴門海峡以外にも、小鳴門海峡の東側入口に位置する撫養口（土佐泊13）・小鳴門（北泊2）・「堀越」（堂浦36）にみえる。とりわけ小鳴門は、「岩多ク汐早キ事鳴門ニ同し、満汐ニハ浪高ク、少シニ而も風ある時ハ通船不成、常ニ汐干満とも汐二向イ通船成かたし」とあるように流れの

激しさが強調されている。前掲図1「阿波国大絵図」で小鳴門海峡の北泊浦側入口に渦潮が描かれていたゆえんである。

また、同じ土佐泊浦に即してみても、潮の流れが激しい場所もあれば、スクノ海のような内海で静かな入江もあり、それに応じた多様な海産物が獲れていたことがうかがえる。土佐泊浦の「産物」(土佐泊44)としては、ボラ・ハマチ・鯛・スズキ・イワシがとれたというが、撫養の名物とされる蛤は、撫養口千石洲から小島(土佐泊10)の間でとれたという。また、飛島(土佐泊8)でとれる「かもしのり」も特記されている。これらは潮の流れの激しい海の産物である。このようにある限定された地点でのみとれたものとしては、この周辺でも里浦の産物(里浦16)の「わかめ」と「小ふのり」があるが、「江戸御進物其他御用」になった。海雲(もずく)も(土佐泊44・堂浦43・北泊21)にみられ、この三つの浦より「江戸御進物其他御用」として献上されていたという。堂浦に即してみても、内海のものとしては、内ノ海(堂浦21)では、「このしろ・ぼら・いな・すずき・車エビ・海鼠、其外諸魚」が獲れたが、一方では「^(はまち)鰯敷網」(惣浦中持)(堂浦38)や、個人持ちの中高網(堂浦39)、雑魚網・鰹網(40)といった内海向きではない網が見られた。さらにこの村では大半が漁業をなりわいとし、寛永期以降は「旅漁業」で他国に行く場合もあったという(堂浦1)。

以上を整理すれば、撫養・鳴門地域は、瀬戸内海と紀伊水道の境目という位置し、船も近づけないような急な潮・磯もあれば、静かな内海も存在した。狭い範囲にもかかわらず海の有り様には大きな違いがあり、それぞれの条件に応じて多様な魚貝類が棲息していた。当該地域では、そうした海の多様性に即した漁業が成り立っていたことをみてとることができよう。

三 大毛山と大毛牧

(1) 大毛牧と牧場番

ここからは、先に概観した大毛山と大毛牧について、特論的にその歴史的変遷を掘り下げていきたい。以下、蜂須賀家文書に加えて、二〇一六年度に公開された徳島県立文書館所蔵大島田村文書をもとに、年代順に史料を確認しながら述べていこう。

まず史料2は、一八世紀後半以降に、大島田・撫佐・室三ヶ村の庄屋が、それまで藩の御林であった大毛山が「御趣法御執行」により「耆人預り御林」が解除となるため、かわって三ヶ村の定請とすることを願い上げた願書である。定請山とは、十八世紀後半以降、それまで藩と一部の請負人のみが利用できた御林の一部を、近隣村落構成員に毎年定請銀等を上納させる見返りに、その山の用益を認める制度である⁽¹⁶⁾。ここでは、三ヶ村庄屋が「御馬之御見守り」を命じられてきた証拠として提出した、後半の「定」が注目される。

【史料2】

⁽¹⁷⁾

乍恐奉願覚

一、大毛山之義は先年^{即カ}牧御馬御入置被為 遊候而、「^{即カ}私共三ヶ村へ御馬之御見守り被為 仰付、其砌ニ左ニ書写シ指上候通之御制札御渡シ被遊候上相勤居申候、勿論大毛一山之義ハ御留山ニ御座候処、其後所々へ根伐り・松枝・下荳等御払被為 遊候ニ付、御馬冬分并風雨之節^(たすむカ)候所無御座候上、冬之内給物等無数甚難渋之体ニ相見申候、尤所々ニ少々宛風雨御手当森六ヶ所御座候へとも行届不申候、先達手冬分之御手当ニ下草被為 仰付候なご之「尾」・竹が谷^カ大楠谷迄・鹿谷・萱谷右五ヶ所谷々之義は私共へ被為 仰付被下候ハ、御馬冬分之給物春來笹類残シ置、其外暖成場所ハ伐荒シ不申様ニ仕置、御馬之為成候様ニ仕度奉存候、尤毎歳定請御運上之義は御見分之上御居へ被為 遊可被下候、此度御趣法御執行被遊ニ付壺人預り御林被召放候御趣ニ付、右之段御願申上候、殊ニ大毛一山之義は先年^{即カ}私共へ支配被為 仰付候義故、旁以御願申上候間、前段ニ申候谷々私共三ヶ村へ御見分之上定請ニ被為 仰付被下候ハ、随分御馬之為成候様ニ仕度奉存候間、御聞届之上奉願通被為 仰付被下候ハ、私共一統重々難有可奉存候、以上

未ノ正月 三箇村 庄屋 印

定

大毛山御馬入置候惣構之内にて草木荳採申義令停止候、用所も無之に人乃出入可相改候、若相背者於有之はとらへ可告来、右之旨無油断可相守者也

寛永十二年卯月十八日 長谷川越前守 御黒印

池田山城守 御黒印

大島田 甚助

撫佐 嘉左衛門

室 喜右衛門

右之通御制札之写仕指上申候、以上
右は上ル控也

この「定」は、寛永一二（一六三五）四月一八日に、家老長谷川越前守と池田山城守が、大島田村甚助・撫佐村嘉左衛門・室村喜右衛門にあてた「制札」で、大毛島に「牧場」が設置されていたことを示す初見史料である。大毛山には藩の「御馬」を入れる「惣構」があり、その内側で草木を荳取ることが禁じられている。あわせて、用事もない者が出入することを禁じ、もしその命に背き侵入する者がいれば捕縛し、藩に報告することを命じている。以上からは、遅くともこの段階までに大毛山に牧馬場が存在したこと、牧馬場は「惣構」として周囲の場所と区別されており、基本的に百姓等が入ることができない場となっていたことが確認できよう⁽¹⁸⁾。ただし、ここでは「御馬之御見守り」に関する記載等は一切みられないことに留意がいる。

なぜ上記三ヶ村庄屋に惣構の取締が命じられたのだろうか。

【史料3】

(19)

覚

一、**a**板野郡大島田・無佐・室三ヶ村之者とも奉願候ハ、大毛山此已前方
牧場御指置ニ付

一、北谷山、横二丁程高五拾間程、

此反畝二町程

大島田村

一、大石谷山、横三町程高六拾間程、

此反畝三町六反程

^(撫)無佐山

一、室山 反畝壺町八反程

室村

三口合七町四反

右ニ付牧場番仕ニ付被 下置候処、

b去^(天和三)

亥春^(天和三)馬徳島え不残御牽ニ付、
件之山其俣所之者共拝領仕候段如何奉存旨、前御奉行西弥次郎方迄申立、
山指上候、然る処当子春方又牧場被 仰付、前々之通山拝領仕度旨願紙面
指上、**c**貞享元子年十月廿八日於会所長谷川主計え岩田彦之丞申達候所、
馬御指置之上ハ右之山有来通被 下置旨被申渡、林御奉行猪子理左衛門・
六田左一右衛門・梶田権右衛門ニも所之者共ニ山被 下置旨被申渡候

この点を考える上で重要となるのが、史料3である。大島田・撫佐・室の三ヶ村が願ひ出てきた内容を、貞享元（一六八四）年に郡奉行岩田彦之丞⁽²⁰⁾が仕置家老長谷川主計に上申し、それが認められたことの申渡「覚」である。aによれば、以前から大毛山に「牧場」が設定されており、三ヶ村がその「牧場番」を勤めことで、大島田村には北谷山二町余、撫佐村には大石谷山三町六反余、室村には室山一町八反余と、地元の山七町四反が与えられ、用益することを許されていたことがうかがえる⁽²¹⁾。三ヶ村は、「牧場番」を担うが故に、「惣構」（史料2）の取締が命じられていたのである。

bところがその後、天和三（一六八三）年春に、理由は不明ながら（牧場がいったん廃止され）馬がすべて徳島に移管されることとなった⁽²²⁾。これに伴い三ヶ村では、「（牧場が廃止となり牧場番を勤めないのであれば、これらの山を）拝領したままであるのは問題ではないか」と考え、郡奉行西弥次郎⁽²³⁾に願ひ出て、山を返上した。しかし翌年春になって「牧場」が復活したので、三ヶ村側は以前のように山を「拝領」したいと岩田に願ひ出たのである。c最終的にこの願ひは認められ、「馬を置くからには、山は以前の通りに三ヶ村に与える」との内容が、岩田と山奉行に申し渡されている。この経緯にみられるように、三ヶ村に対する山の用益の認可は、牧場番を担うことの見返りであったといえよう。

【史料4】

(24)

（端裏書）「亥七月十一日ニ

上ひかへ」

御尋ニ申上ル覚

一、大島田・撫佐・室之義、寛永十二年方大毛牧御馬之御番被為仰付相勤

居申候、右御番被為仰付候節、御郡御奉行佐野伝之丞様私共村々先祖之者共ニ篤為御番料御扶持方可被下旨被仰付候ニ付、申上候ハ、私共家ノ上之山上木・下草共被下置候ハ、稼山ニ仕御番相勤申度旨御願申上候所、早速御聞届ケ之上為御扶持方代り右山被為下置候、代々唯今迄稼山ニ仕御番相勤居申候、右之仕合故、先年方度々御林御改之度毎ニ相改帳面指上ケ申候、尤御馬ニ付御番制道御証文写シ壺通指上ケ申候、以上

寛保三年亥七月十一日 大島田村庄屋 勘兵衛

撫佐村庄屋 勘左衛門

室庄屋 日下喜右衛門

浅井伊七殿

右は御林所御用ニ付指上ケ申候、此時御奉行西守伝右衛門様・岡田留蔵様・竹内勘兵衛様・森脇新五郎様ニ而御座候

なお、寛保三（一七四三）年に三ヶ村の庄屋が浅井伊七⁽²⁵⁾の質問に対して答えた史料4によると、寛永一二年に大毛牧の「御馬番」（＝「牧場番」）に認定された際、郡奉行佐野伝之丞に当初は「御番料」として扶持を与えると命じられたが、三ヶ村の側から「集落の上の方にある山の上下木・下草（を蒔る権利）を与えられればそこを『稼山』として、（牧場）番を勤めたい」と願い、それが認められたのだという。扶持よりも地元村での山の用益権を確保しようとする姿からは、三ヶ村にとって当該の山がいかに重要であつたかがうかがえる⁽²⁶⁾。

（2）大毛山

牧場が設定された大毛山は、一七世紀後半には「御留山」に設定されていた。

【史料5】⁽²⁷⁾

覚

一、鶴・雁多有之、啄田畠之立毛、百姓共難儀仕旨被 聞召上候、然節ハ無遠慮鶴・雁共田畠を追立可申旨、御意下候事

一、鹿・猪・兎多有之、喰田畠之立毛、百姓共難儀仕由被 聞召上、御留山共御明被成候、雖然追山仕儀可為無用、ねらひ笛山勿論、荒立毛節打申儀、御赦免被遊旨御意下候事

一、御留山之内、大毛山ハ近所ニ田畠無之間、有来通御留置被成候、嶋田山・長崎山・土佐泊山御明被成候、附、三ヶ所之山々鹿打留候節、皮をハ被召上、角・肉被下候事

右之通、天和元酉年十月十四日長谷川主計被申渡候

【史料6】⁽²⁸⁾

覚

一、大毛山・嶋田山・長崎山・土佐泊山之内、嶋田・長崎・土佐泊右三ヶ所之山、鹿打候儀御明被成候、大毛山ハ有来通御指留被成旨、最前申触候、乍去水かたを^{（太毛）}方北、黒山も大毛山同前御指留被成候条、可奉得其意候、若他所方其表え罷越水かたを方北黒山ニ而鹿打申者於有之ハ、右之

通断可申候

右之通、天和元酉年十一月三日長谷川主計被申渡候二付、西弥次郎方（藩戸）迫門塩屋庄屋共え相触候

史料5・6は、天和元（一六八一）年に家老長谷川主計より郡奉行に申渡されたものである。まず史料5の方は、①鶴・雁が多く、田畠の作物をついばむので百姓等が困っているとの訴えをうけ、以後は遠慮なく田畠から鶴・雁を追い立てること、また②鹿・猪・兎が作物をたべてしまい困っているとの訴えをうけ、以後「御留山」を解除する（ので捕らえてもよい）こと、「追山」は禁止であるが、「ねらい笛山」（笛で獲物を追い立てることカ）や、作物が荒らされた場合に撃つことは許可すること、そして③留山のうち、大毛山には近辺に田畠がないので、そのまま留山を維持するが、嶋田山・長崎山（高島村）・土佐泊山（土佐泊浦）については留山を解除すること、ただし、山で討ち取った鹿の皮は藩に献上させ、角・肉は百姓らに与えること、としている。

第一に鳥獣害を防ぐために、留山を解除している点が注目される。藩による利用のために留山のままとするよりも、百姓成立を優先しているのである。ただし、この留山解除が一時的なものなのか、恒久的な措置なのかは判断できない。第二に、これまで留山であった大毛山・嶋田山・長崎山・土佐泊山のうち、嶋田山以下は留山解除となり、鹿打ちが許されるようになったこと、一方で大毛山は近所に田畠がないとの理由で留山が維持された点が特筆されよう。翌月に長谷川から郡奉行西を介して周辺村落に触れられた史料6でも、③の事態を「鹿打禁止の解除」と捉えているように、ここでの主要な獣害は鹿であった。そして第三に、大毛山に加えて「水かた（ヶ）太尾を方北、黒山」も留山の範囲に加えている。黒山は、留山解除となる土佐泊山と、留山のままとなる大毛山との間に位置する山である（後掲図3）ので、その区分を明確化したのであろう。こうして大毛山は、南側の黒山も含めて、留山として維持されていくことになるのである。

（3）牧場番の実態

前掲史料2には、牧場番にあたる三ヶ村の立場からではあるが、「御留山」大毛山の一八世紀後半における状況がよく示されている。藩が、留山の木々のうち不要材の根切・松枝・下刈等を、一部の請負人に払い下げ（「御払」）てきた結果、冬や風雨の時に馬が佇む場所がなくなり、かつ冬の間の馬が食べるものが無く困難な状態に至っていること、また留山内には、風雨を凌ぐための森が六ヶ所あるがそれでは不十分であることを、まず指摘している。牧場番である彼らだからこそ把握できる大毛山・大毛牧の状況であるといえよう。その上で、三ヶ村としては、冬の手当として下草を付与された五ヶ所の谷々を、今後三ヶ村に与えてもらえれば、馬用の冬の秣として草や春の笹を残し、暖かな場所も切り荒らすことがないようにし、「御馬之為」になるようにしてほしいと、あわせて、毎年納める定請運上について、見分の上で設定してほしいこと、今回、「老人預り御林」の廃止の趣法が開始されたことが契機となって、

このような願い出をしたこと、大毛山は牧場番である三か村による管理（「支配」）が許されてきたので、今回も特別に「定請」を認可していただければ「御馬之為」になるようにすることを約している。

この願いが認められたかどうかは不明だが、第一に大毛牧内では基本的に馬を放牧していたことが確認できる。またその内部では馬が風雨を凌ぐための森が保全され、馬は山内の下草等を秣としてきたことがうかがえよう。第二に、ここで大毛山内部の山用益の認可を求めた三ヶ村の動向が注目される。「御馬之為」の秣保全を訴えつつ、残りの下草等を用益することを願っているのである。従来から馬のための下草確保は許されていた様であるが、この時期の定請名負林制度の導入と関わる「壺人預り御林」の解除を契機に、留山内での用益確保を目指す三ヶ村側のしたたかさを読み取ることができる。

また大島田文書には、牧場番として三ヶ村が病馬に対応していた様子がある。かえり興味深い史料が含まれている。いずれも寛政四（一七九二）年ものである。

【史料 7】⁽²⁹⁾（端裏書）「病馬十七日之様体、孝太郎様へ上ル扣」
申上ル覚

一、大毛牧馬之内、病馬昨日も一昨十六日之通御療治被仰付候、踏破候疵之所、昨日も少々宛臚出居申候、尤少々快能体ニ相見へ候、飼草之義ハ昨日ニ而ハ快能給申候、折々米飼葉遣申候、今日ハ右御療治方私共へ被仰付置、御帰被遊候、右之段形左衛門様方承知ニ而奉存候得共、私共方

も書付を以申上候、以上

子四月十八日

日下弥右衛門

甚左衛門

石坂門平

岩瀬孝太郎⁽³⁰⁾様

【史料 8】

⁽³¹⁾

覚

一、米四升五合

弘下

内三升

但、四月十五日晩方十七日朝迄、

丸日三日、壺日式人御扶持方

同壺升五合 詰夫扶持方

日継日数右同断、但壺日五合宛

右ハ大毛牧場之内、病馬御療治ニ付、御扶持方爰元ニ而御渡申上、追而木津村ニおいて被仰付御渡し、日継書付指上申候

子四月十八日

室村番人庄屋

日下弥右衛門

撫佐村庄屋

甚左衛門

大島田村庄屋

石坂門平

森野形左衛門様

【史料 9】⁽³²⁾（端裏書）「御馬繫道具預手形扣」

覚

一、鼻皮 壺懸手綱共

一、輿 壺懸手綱共

一、腹懸綱 壺筋

三口ノ壺疋分

右ハ牧病馬御療治ニ付相用御座候、急御用相濟次第御指戻可申候、仍而預り手形、如件

子四月十八日

三ヶ村

外御厩小頭中様

【史料 10】

⁽³³⁾

申上ル覚

一、大毛牧御馬之内、当春病馬先達而快馬御案内申上候所、先日以來右疵所方少々宛氣汁出居申上候所、此節ニ而ハ膿ニ罷成、少々宛出居申、尤老寸四方程少シ高キ方ニ相見ヘ候、右ニ付此間中右疵所洗ヒ、先達而之残膏藥付キ居申ニ付、右膏藥付仕舞申候、右之段御考之上、可然様被為仰付可被下候

一、惣体□合之義并ニ飼候義も宜敷相見ヘ候、尤此節ニ而ハ地はミ強御座候得ハ、遣「」共、かふ□□米等ハ給不申候

右兩段之運ヒ奉申上候、以上

子七月八日

三ヶ村印

御兩人様

子七月 疵馬御案内書付控扣

【史料 11】⁽³⁴⁾（端裏書）「子八月十六日牧御馬捕ヘ、撫佐ニ仮小屋仕、養生之運書付扣」

申上ル覚

一、大毛牧御馬之内、当春病馬仕御馬、又々此度再痛仕候ニ付、仮御厩拵捕ヘ置、養生仕候様被仰付候ニ付、一昨昨十三日捕ヘ、三ヶ村之内撫佐村ニ仮小屋拵ヘ入置、御養生仕居申候ニ付、右之段書付を以御断奉申上候、以上

子（寛政四年）八月十六日

三ヶ村 印

福岡今左衛門⁽³⁵⁾様御手代 高田悦左衛門殿

【史料 12】⁽³⁶⁾（端裏書）「子八月十六日」

申上ル覚

一、大毛牧御馬之内、病馬之義、一昨昨十三日捕ヘ申候ニ付、御仮厩三ヶ村之内撫佐村拵ヘ、入置御養生仕居申候、痛所之義相更申義無御座、御番之義も昼夜無油断仕、朝夕御療治之義仕居申候、右撫佐村ヘ引越シ申候義ハ、御場所之内ニ入置候方ハ丈馬引離シ御養生之義為成り候様ニ奉存候、付而は御番之義も猶々無手抜相勤、殊ニ百姓共ニも三ヶ村之内ニ是非ニも御番之義御願ニ而相成、御仮小屋□の義無佐村ニ囲御座候故、

旁以（勝手成申候二付）右之通相斗ヒ申候、右之段書付ヲ以奉申上候、以上

子八月十六日

御兩人様当

まず史料7によれば、四月一六日に病馬の治療が命じられ、御馬医方の森野形左衛門⁽³⁷⁾が主に治療にあたったが、三ヶ村も担当した。病馬は足の傷口から膿が出ていたが、快方に向かいつつあり、一七日には秣をよく食べ、米をまぜた飼葉も食べたという⁽³⁸⁾。そこで一八日に森野はいったん引き上げ、その後は三ヶ村が経過観察することになった。この三日間の治療に際しては一人一日五合の扶持が与えられることになっており、御馬医方二人（三日でのべ六人分）と詰夫のべ三人分が必要となったことを報告し、後日に木津村で下げ渡されることになっている（史料8）。また、同日に三ヶ村は、今後の治療のために御厩から馬繋ぎのための諸道具（鼻皮・輿・腹懸綱）を借用している（史料9）。ところが、史料10によると、この病馬の傷は完治せず、七月に入って「氣汁」が出て、膿が三センチメートル四方ほど溜まった状態になったという。そこで三ヶ村では傷を洗い、膏藥を使い切る状態にいたったことなどを報告している。翌八月一三日には、藩の指示で、この馬を捕らえ、撫佐村に作った仮小屋に移送して養生させた（史料11）。その結果、容体が悪くなることもなく、三ヶ村で昼夜とも番にあたり、朝夕には治療を施している。こうして他の丈夫な馬と引き離して養生した方が馬にとってよいので、今後もそうする旨を一六日に報告している（史料12）。

このように、牧場番として三ヶ村が病馬の治療・養生にあたっている。その際、緊密に御厩方と連絡をとりながら行っていることがうかがえよう。また、そのための必要経費は、牧場番としての手当てとは別に与えられている。ただし大毛牧に藩役人が常駐した形跡はみられない。御馬医方や役人がやってくるのは、何か事がある場合に限られ、その管理は基本的に三ヶ村に委ねられていたものとみてよいだろう。

（4）西條家による大毛山制道・大毛牧御用受持

大毛山は宝暦一一（一七六一）年一月に「御鷹奉行請持」となった。それを示すのが、二八日付の史料13・14である。

【史料13】⁽³⁹⁾ 宝暦二一年二月二十八日

一、撫養大毛山、此後御留山ニ被仰付、面々請持被仰付候条、可被得其意候、尤杭木建候義ハ、別紙書付之通可有手配候、且又大毛山制道人之義、西條林弥并只今迄馬制道申付有之者共之義も、右御留山制道仕候様ニ可申付旨、長谷川三平へ申渡候条、其心得ニて猶委曲三平申談へく旨、御鷹支配へ覺書を以申渡之

大毛山御留山之事

黒山馬防キ、東八木之鼻より西へ見通シ、内之海馬防キ之鼻迄之間、

御留山之杭木建候事

是より北、御留野也

【史料14】⁽⁴⁰⁾ 宝暦二年二月二十八日

一、撫養大毛山、此後御留山ニ被仰付、御鷹奉行請持ニ被仰付旨申渡候、尤右大毛山制道人之儀、西條林弥ニ被仰付候条可申渡候、并只今迄馬制道役申付有之候者共も右御留山制道相兼相勤候様ニ可被申付候、猶委曲御鷹奉行可申談旨、長谷川三平へ覺書ヲ以申渡之

これによれば、以後、大毛山は、従来の郡奉行管轄⁽⁴¹⁾から御鷹奉行の管轄となり、その範囲は、黒山馬防の東側にある八木ノ鼻から、内ノ海の馬防ぎの先端のライン上とされ、ここに御留山の杭木をたてることとなった。これより北側が留野であることが明確にし、天和年間に留山の範囲が「水かたを方北黒山」と定まっていたものを、より可視化したのである。文化一二（一八一五）年二月「板野郡分間絵図」（三木文庫所蔵）にみられる柵、もしくは前掲図1「阿波国大絵図」に描かれていた「馬関垣」が、これに相当するものであろう⁽⁴²⁾。

あわせてその制道人として、従来の「馬制道申付有之者」すなわち牧場番であつた三ヶ村の庄屋に加えて、西條林弥を任命している点が特筆される。この西條林弥こそ、前掲『鳴門辺集』土佐泊浦の項で、西條流の師家で、砲術の名手でかつ藩主御鹿狩の際に手柄が多かつたとされた人物である。御鷹奉行下において、大毛山の狩場として性格が強化されたものといえよう。

こうして、大毛山の管理は西條が、大毛牧・馬の管理は三ヶ村と、性格の異なる支配が二重に存在した時期が宝暦一一年からしばらく続いたが、「鳴門辺集」で見たように、寛政七（二七九五）年に三ヶ村による牧場番が廃止された。かわって「大毛牧御用受持」となったのが、西條房太である。

【史料15】⁽⁴³⁾

五月十日

板野郡土佐泊浦 小高取格 西条房太

右之者儀、大毛山牧御用受持相勤候様可申付旨、郡御奉行前野延左衛門五月十日以覺書申渡之

一、大毛山御厩出来次第、御馬御牧ニ付右御馬飼として御馬捕兩人被遣候条、右様相心得可有手配由御鷹奉行以趣意書申渡之

ここでは西條房太が担当すると同時に、あらたに大毛山に御厩が設置され、御馬飼として御馬捕が二人派遣されている。こうして寛政七年以降、御厩方から派遣された御馬飼と西條房太が大毛牧管理の実際を担っていくことになるのである。

最終的に大毛牧は、明治二（一八六九）年に廃止される。

【史料16】

⁽⁴⁴⁾ 覺

一、四拾貳疋

女馬

但壹ヶ度拾四疋宛入札

右は此度大毛御牧御廃上被仰付、女馬御払ニ相成ニ付、入札三ヶ度為致、
来ル廿五日・来月五日・同十五日迄板野郡土佐泊浦西條琳之助方へ(留カ)届
之者入札指出候様管馬方之面々申来候条、右様相心得御組村浦不洩様可
被触知候、以上

(明治二) 已十一月廿四日 牧民処

湯浅要右衛門殿

右之通候条、其方共組村浦不洩様可触知候、且此状先々令順達済日方可指
戻候

那賀郡大庄屋中

与頭庄屋方へ

大毛牧の廃止に伴い、女馬四二疋が下げ渡されることになり、その入札が三
度にわたって行われることを牧民所から領内に触れている。注目されるのは、
入札希望者は西条琳之助に届け出る様に指示されている点である。すなわち西
條家は、最後まで大毛牧の御用受持を担い続けていたのである。

(5) 西條家と大毛山

では、「大毛山制道人」でありかつ「大毛山牧御用受持」だった西條家とは
どのような家だったのだろうか。『成立書』(西條琳之助の項)によれば、西
條家にはいくつかの特徴がある(表3)⁽⁴⁵⁾

第一は、近世初頭以来、土地開発や山の用益権を有していたという点である。
佐々木盛綱の末裔とする点はもちろんのこと、板野郡檜村ついで櫛木村を開発
し、⁽⁴⁶⁾「家来」を有して、大坂の陣に際しては地元(47)の北泊や広戸口を警護した
ことを、そのまま事実と即断することはできない。しかし、近世中後期のもの
であるが、次のような二つの事例が確認できるので、少なくとも在地にあって、
新開をなし、山を利用してきた可能性は高いものと考えられる。

事例の一つめは、宝永二(一七〇五)年に西條十蔵と木津村庄屋・百姓との
間でおきた「木津中山」をめぐる争論である⁽⁴⁷⁾。この争論は、直接には大代村
百姓孫右衛門が田地を開発し、いったんはここを「中山村」と称したが、木津
村からの訴訟により、この地は木津村支配の地であると裁許された。その結果、
新開部分の検地帳の「村」の字を消し「木津中山」と改め、木津村が溜池を利
用することが許されたという。この時すでに西條十蔵は「板野郡大毛」に居住
していたが、木津村の争論相手になっていることは、「木津中山」の開
発に何らかの関与を果たしていたものと考えられよう。

表 3 西條家の経歴 ―蜂須賀家家臣団家譜史料「成立書」より―

初代 佐々木壱岐守清員	佐々木三郎盛綱九代の末葉と伝わる。清員の代に阿波に入り、西條大戸井城に居住する。四国兵乱の際、嫡子鶴千代（三郎太郎）を長宗我部元親に人質として指出す。豊臣秀吉の四国攻めに際し討死する。
2代 西條三郎太郎綱貞 （～寛永 20〈1643〉 4月 29 日病死）	地名をとり西條と姓を改める。板野郡檜村奥西谷を開発後、しばらく居住していたが、慶長 13(1608)年櫛木村に移り、この地を開発する。家来も数人住居させる。大坂の陣に際し、騎馬で御供することを藩に願い出たところ、許されたが、大坂ではなく北泊の警護に命じられ、「御船」17 艘と水主、鉄砲を打つ家来 20 人など 100 人余を連れて、一ヶ月程警護する。のち江戸口の警護を命じられ、7ヶ月間自らの兵糧で勤める。初代藩主至鎮の凱旋後、御目見を得て、かつ家臣となることを勧められるも、老年ゆえに遠慮する。
3代 西條太郎三郎重秀 （～天和元年 〈1681〉2月晦日 病死）	寛永 20(1643)年相続。当初基之丞を名乗るが、2代藩主忠英が御鹿狩の際、親三郎太郎と逆にするように命じられる。島原一揆には、鉄砲を打つ家来 20 人など 100 人余をつれ騎馬で御供することを家老長谷川越前に願い許可され、「御傍鉄砲御備」に命じられる。その後御目見を許され、大毛・阿波井・長崎の三つの山を与える旨が命じられたが、「拝領」は遠慮し、一円に松を植え御林に仕立て、伐出ごとに利益をすべて献上することになった。
4代 西條久米之助重貞 （～元禄 15〈1702〉 年 7 月 24 日病死）	天和元(1681)年相続。2代藩主忠英、3代光隆に御目見を許される。八多山御鹿狩の御供を命じられる。その後粟津浦にやってきた大鳥の打取を命じられ、数日で打ち留め、藩主がいる今津浦鹿野に持参し、褒美をうける。大毛御狩にも参加し、褒美として帷子 2 枚を拝領、のちに革御羽織と革立着を拝領する。4代綱道の御目見も許された。その後、砲術修行のため大坂にいた際、他国より仕官の誘いがあったが、阿波で「数代浪人」としていちづけられながら藩に恩沢をうけていたので、他国にいくことについて伺いを立てたところ、他国への仕官はやめるように命じられ、以後藩主が撫養養に到着した晩もしくは翌日に、御居間で御目見することを許される。
5代西條十蔵重亮 （～享保 12〈1727〉 年 4 月 20 日病死）	久米之助二男。長男主馬が他国に出たため、（二男だが）元禄 15(1702)年に相続。御鹿狩の際、御供を命じられ、かつ「砲術師家」に命じられる、以後、代々師範となる。親久米之助が提出した品書に、代々所持してきた武器の明細があったが、この代中に失う。
6代 西條林弥貴重 （～寛政 3〈1791〉 年正月 27 日病死）	享保 12(1727)年相続。大毛での御鹿狩の際、自宅に数度藩主が逗留する。明和年間には御成間・二之間の普請を命じられ、以来しばしば藩主が逗留、多い時には年 10 回も逗留あり。御台所場の「御建家」を命じられ、「御道具類」を多く置くことになる。のち、大谷御屋敷から五人扶持を与えられる。スクノ海に「御生洲」を設置した際、魚を食べる鵜の打払いを命じられ実行する。11代藩主治昭が所々に御鹿狩の際にも御供を命じられた。

7代 西條真太郎重明 （～文政元〈1818〉 年 8 月 21 日病死）	寛政 3(1791)年相続。幼名房太だが、後に改名す。11代治昭が数度逗留し、大毛での御鹿狩の際、御供を命じられる。寛政 7(1795)年に「御牧御用受持」を命じられ、ついで文化 3(1806)年には御用方出精のため「原士」となる。文化 5 年 5 月に「旧家御取建」により「郷士格」となり、あわせて「異国船手当」を命じられる。家来名義で持つ大毛山の「上木運上銀」1 年銀 2 貫 800 目余を、文化 8 年から 3 年間免除され、文化 11 年からは運上銀を 2 貫目に減額され、さらに文政元(1818)年まで免除される。その後も免除された。藩主治昭はじめ多くが病氣となった下りには針療を施した。文政元年 7 月には 12 代斉昌が逗留した。
8代 西條増吉重久 （～天保 11〈1840〉 年正月 18 日病死）	文政元(1818)年、養子相続。「御牧御用」「異国船御手当」を勤める。12代斉昌が逗留したのは、文政 5(1822)年 7 月 8 日、同 7 年閏 8 月 25 日、同 11 年 7 月 8 日、天保 2(1831)年 5 月 9 日、同 3 年 8 月 6 日、同 5 年 8 月 19 日、同 6 年閏 7 月 19 日・24 日など。天保 7(1836)年 2 月に大塩平八郎の乱が起きると、北灘大須川口番所に出張警護を命じられ、家来数人を召し連れ出張した。大毛山運上銀 2 貫目も先代同様 5 年間ごとに免除をうける。
9代 西條琳之助重孝	天保 11(1840)年、養子相続。5 月「御牧御用受持」を命じられる。天保 14 年 10 月「御牧」内に山犬が入り込み、女馬を食い倒したので、打取を命じられ、12 月 1 日に完了。隠居した斉昌が逗留したのは、弘化元(1844)年 3 月 3 日、同年 9 月 8 日、同 3 年 9 月 8 日・14 日、同 4 年 9 月 7 日、嘉永元(1848)年 9 月 8 日（砲術御覧）、同月 24 日。同 6 年の際には、先祖代々「大毛山鉄砲御停止御制道并異国船御手当」を勤めてきたので、以後異国船到来時には岡崎屋敷に結める様に命じられる。安政元(1854)年 9 月 3 日逗留時「御牧御用格段出精」等につき御鳥を拝領す。同年撫養堀越の「腰懸」受持を命じられる。同 2 年 10 月郡代の命により、小家 8 軒と家来家数 61 軒とその人数書付を提出。その後、同 4 年 9 月 8 日斉昌逗留、文久元(1861)年 2 月 16 日「若殿」が逗留、翌日「鳴門御見晴御供」を命じられ、帰宅後「砲術業方」の御覧をうける。同 2 年大毛山に山犬が入り、鹿を食倒し徘徊するので、打取を命じられ、5 月 21 日に完了し指し上げる。同 3 年 10 月 2 日 13 代藩主斉裕が逗留、その際に「御鳥」を拝領する。つづく「御追山」では、弟盛之助と家来数人が「追勢子」手伝をし、琳之助本人は斉裕の傍らで「御添打」を命じられる。「御矢」が刺さった鹿の跡をつけ、捕らえ出して、既に帰城した藩主に献上する。元治元(1864)年 8 月「他国胡乱者御取究御用」として、鳴門山上を始め、家来を引き連れ廻在するように命じられる。慶応元(1865)年 3 月 4 日斉裕が逗留し「御鳥」を拝領する。また「御追山」に際して兄弟で御供を命じられ、家来らが「追勢子」手伝をする。3 月 15 日に「賀代姫」が、18 日には「若殿」が来訪する。「御追山」時に兄弟で御供を命じられ、家来は「追勢子」手伝いをする。御菓子と「御床取レ之鹿」を兄弟で拝領し、家来も数度の追山手伝の褒美として、酒と金 700 疋を与えられる。大毛山運上銀は、先代同様、5 年毎に免除となる。

出典：慶応元(1865)年 5 月「成立書」（西條琳之助の項、徳島大学附属図書館「蜂須賀家家臣団家譜史料データベース」<http://www.lib.tokushima-u.ac.jp/dbhachi/hachi.html>）。

事例の二つめは、長崎山御林の利用に関する事例である。

【史料17】⁽⁴⁸⁾

同日（寛政四（一七九二）年一月一八日の項）

一、**a** 板野郡高島村之内長崎山御林惣山四拾壹町八反貳畝之处、同郡土佐泊浦西條房太往古方預居申所、先達而為替方趣法ニ而、右之内貳拾七町壹反八畝余ハ房太親林弥・同拾四反^(町)六畝^(反)余ハ高島中え定請林又ハ枝下草運上付ニ相成居申所、為替方御指止ニ付、御林処方右高島村之分ハ被召上、已前之通惣山房太預御林ニ引戻候、**b** 然処右山之義高島村庄屋篠原孫左衛門先祖之者植付候ニ付、家督同然高島村へ請持手入仕候処、承応年中御鹿狩山ニ被 仰付、右山被 召上、代り山として同郡明神村水汲谷御林壹ヶ処無運上ニ而高島村へ被下置、数年右様相成居申候事故、御鹿狩山御用ニ無之候へは水汲谷被 召上、往古之通長崎山被下置候様高島村方願出、房太方も彼は願出候而、双方由緒書等指出候、**c** 御林処往古方之旧記等ハ先年右御役処御類焼之節消失難相分、御林番手元をも相糺候処、受所山等ニ相成候節之書付ハ有之候得共、是迄駈と相分り候義も無之候、右之通双方由緒申立候得共、於御役処何之様も無之容易ニ難片付候、於然ハ只今居り之通惣山房太受持被 仰付、運上等之義都而為替方御取行之通可被 召上哉、尤彼者義も右様被 仰付運上被 召上被下候様申出有之候、且拾四町六反余之場処只今上木無之候へハ、右代五拾目指上置度旨申出候、右之通惣山房太受持被 仰付ニおゐてハ尚山姿等得と見分之上運上究方之義、追而可申出条、塩方御代官各迄彼是申出候段、承届之、夫々伺之通被 仰付候条、此段可申聞義可有了簡旨、本々中申達之

高島村にある長崎山御林四一町八反二畝は、以前から西條家が預かっていたが、為替方（安永三年五月（寛政二年正月）の御林改革に伴い、内二七町一反八畝余は西條家が、残る一四町六反余は高島村が定請林として、請負利用することになった⁽⁴⁹⁾。しかし寛政二（一七九〇）年に為替方廃止に伴い、高島村分の定請林は藩に召し上げとなり、以前のように西條家が一括して管理する「預御林」となった（以上a）。しかし長崎山は、もともと高島村庄屋篠原家の先祖が木を植え、家督同様に捉えて手入れをしてきた山で、承応年中に「御鹿狩山」として藩に召し上げられ、代替措置として小鳴門海峡を挟んで向かいの明神村水汲谷御林を運上なしで利用することが許されてきた。しかし今回、長崎山がもはや「御鹿狩山」ではなくなっているの、水汲山を藩に返し、以前のように長崎山を利用することを高島村が願ひ出た。西條家からも別途願書が提出され、それぞれが由緒書等を提出した（b）。そこで重要となるのは御林に関する旧記であるが、御林役所が類焼して残っておらず、当該の御林を管轄する御林番人に聞いても、御林の請負についてはわかるものの、長崎山の経緯は

不明であるということ、結論が出せない状況となっていた。そこで、これまで通り西條家の受け持ちとし、運上銀を徴収するということでよいかどうかを、塩方代官が仕置所に伺いを申し出てきた。そこで本々中を介して、伺い通りにするよう決定が下された(c)、という内容である。

ここで注目されるのは、第一に長崎山はもとも高島村で利用していたが、一七世紀中頃(承応期)に「御鹿狩山」として藩に没収され、以後、長崎山御林となっていた点である。第二は、その長崎山御林を西條家が「預御林」として管理し、その用益権を得ていたという点である。この「預御林」制度は、史料2にみる「壺人預り御林」のことであろう。その実態は不明だが、遅くとも一八世紀後半の為替方の御林改革の中が廃止となっていく。一方で「御鹿狩山」としてはむしろ大毛山・島田山が中心となっていく。長崎山では「御鹿狩」はなされなくなってきたことから、高島村がその利用を求めてきたのが、この一件の契機であった。結局この争論は塩方代官の判断どおり、長崎山に運上銀を上納するという定請制度が導入され、従来どおり西條家が利用することで決着していくのである⁽⁵⁰⁾。

また、表2で西條家三代太郎三郎が、大毛・阿波井(島田)・長崎の山を与えられたとする由緒を語っていた時期は、ちょうど長崎山が「御鹿狩山」として御林に取り込まれた時期と重なる。西條家が島田山や大毛山でどれだけ用益が可能だったのかは不明とせざるをえないが、西條家は「預御林」のような山の用益を一つの基盤とした存在でもあったのである。こうした属性は、宝暦一年以降に大毛山留山制道を命じられたことや、表2に見られる様に、七代真太郎(房太)以降幕末まで、大毛山を定請林として利用していくことにもつながっていくのである。

西條家の第二の特徴は、「鉄砲」を介した藩との関係である。表2によれば、大坂の陣・島原の陣への参加はともかく、三代太郎三郎からは藩主の鹿狩に参加している。西條家が大毛島に移住したのは四代久米之助の時(『鳴門辺集』)で、この頃からは大毛島での御狩に参加し、帷子や革羽織等を拝領している。こうした狩での成功があったからか、五代十蔵以降は、「砲術師家」に認定されていく。さらに藩主らが大毛島での御鹿狩・御追山のたびに西條家に逗留し、西條家も鹿狩に参加し多くの褒美を得ている。以上から、西條家は、「鉄砲」に秀でた存在として自らのアイデンティティを高め、四代め以降には大毛島を拠点に、「砲術師家」として活躍の幅を広げていったといえよう。

ちなみに表4は、寛政五(一七九三)年における藩内の武芸流派の一覧である⁽⁵¹⁾。ただし、貫心流など他国にも多い流派については省略されているので、そのすべてではない。「流儀開基部」は、藩内における当該の流派の始祖の家を指し、「業方相勝候部」は、開基ではないが業に勝れた者を書き上げている。このうち西條家は、小玉数込の小筒や火炮を指南している家とされている。ただしその流派名を記されておらず、その始まりも「成立書」の記述とは異なり四代久米之助とされている⁽⁵²⁾。一方、ここにあげられている諸流派の大半は、藩内にあつて知行高を持つ家臣であるが、その中にあつて西條房太だけは郷士

表 4 寛政5(1793)年徳島藩における武芸流派一覧

【流儀開基部】				
馬術	中老	700 石	上田但馬	大坪流、村上式部大輔伝流、細川左衛門佐より先祖但馬守へ致附属、代々指南仕罷在候、当但馬義、未若年御座候、業方壹通ハ相調候、未不熟ニ御座候ニ付、門弟共申談、専稽古仕罷在候、(中略)右流儀世上広く御座候得共、皆式部大輔以来之弟子筋より相分レ候事ニ而、道流ハ但馬家へ伝来之義故、書付指出候
馬術	中老 代々先手鉄砲 1 組預り	1300 石	岩田七左衛門	解龍流、二代目七左衛門と申者発起仕、只今ニおゐて國中広弟子共取扱罷在候、尤業方ハ格別之者ニ而ハ無御座候、并礼方等之儀は大坪流同断之取扱ニ而、相伝不仕候
兵学・ 砲術	目付役	150 石	若山六十郎	武徳流、曾父猪之助発起仕、當時も其俣弟子共取扱指南仕罷在候、尤六十郎儀ハ業方壹通りハ仕候得共、相勝候者ニ而ハ無御座候
劔術	淡州郡奉行	350 石余	長谷川甫十郎	養父権八郎、□(圓力)一流、江戸ニ罷在候相原善齋と申者から稽古仕候所、右善齋より家元附属請、指南仕候、甫十郎義業方格別之者ニ而ハ無御座候得共、門弟共多取扱罷在候
砲術	無役、淡州住 稲田太郎右衛門組	100 石	小川伊勢助	父半五左衛門儀、兼而吉川流・衛流・小寺流相学、夫々三正流と名目建、開基仕候、伊勢助若年ニ付弟子共〔 〕稽古仕罷在候
砲術	板野郡土佐泊浦住	郷士格	西條房太	四代以前久米之助開基ニ而、小筒小玉数込火砲指南仕候、当房太義業方未熟之上、眼病ニ而駈と業方相調不申候、弟子共ハ余程取扱罷在候得共、弟子内ニも相稼候者ハ無御座候
【業方相勝候部】				
砲術	中老、土組預り (大筒・小筒)	1000 石	西尾夷則 (翁助養父隠居)	浅香流大筒・小筒家中北島兵蔵門第二而印可相伝候而、家中ニ而相勝罷在候、尤取分小筒之方宜仕候、最早老年故速々數ハ難相調候得共、唯今以、業方身分ニも仕、弟子共も多取扱罷在候
馬術	奥小姓役	400 石	安富丞右衛門	解龍流、右七左衛門門弟ニ而、印可相伝候而、業方も國中唯今ニ而ハ相勝罷在候
槍術	無役、佐渡組	220 石	岡島武助	神明流、父次右衛門取立ニ而、國中ニ而ハ宜仕、弟子共取扱罷在候
砲術	(大筒・小筒)	無足	小島兵蔵	浅香流、父藤右衛門取立ニ而、國中ニ而ハ宜仕、取分大筒達者ニ仕、弟子多取扱罷在候、尤近来眼病ニ而業方相調不申候
劔術		無足 無足 無足	辻 武左衛門 山尾亀蔵 小沢辰之助	貫心流、肥後浪人鉄柱無端以来、追々相伝、何れも格別之者ニ而ハ無御座候得共、指南仕罷在候、右流儀ハ当国ニも不相限、他ニも流伝可有之哉、難相分り御座候、是等之〔 〕も認め出可申哉

出典：「寛政五丑年中御仕置処御用帳」の書状扣、正月朔日項〔蜂須賀 267 (8)〕

備考：貫心流など他国にも多い流派は省略されている。末尾に「外二弓劔術槍学等諸流師家多御座候得共、諸国ニも多有之候流儀ニ御座候、且又門弟内ニも格別成者無御座候」とある。

寛政五（一七九三）年に、大毛山での鉄砲使用が差し止められ、島田山でも鹿打が禁じられた。その制道役に西條房太が任じられたことが示されているが、その「稽古場」だけは利用が許されている。ということは大毛山近辺に鉄砲を射撃する稽古場があったものとみてよいだろう。⁽⁵⁴⁾

このように、西條家が大毛山に居住する小高取格で、かつ「砲術師家」という独特の位置付けにあったことが、寛政七（一七九五）年に「御牧御用受持」に、文化五年（一八〇八）には「異国船御手当」を命じられることにつながっている。

【史料 18】⁽⁵³⁾ 寛政五年二月廿六日

一、此度撫養大毛山、水ヶ太尾より渡崎迄、鉄砲御指留、島田山鹿打候義御留山被仰付候条、右様被相心得可有手配候、尤水ヶ太尾より渡崎迄ハ右制道役土佐泊浦小高取格西條房太被仰付候、且彼者稽古場之義ハ只今迄之通相心得候様、夫々申付方之儀、福岡今左衛門申談可有了簡由、御鷹支配申達之

格でありながらここに登録されており、師家としては特異な存在である点がかがえよう。なお、西條家の稽古場は、自宅周辺にあった。

四 大毛山での鹿狩

最後に、大毛山における藩主の鹿狩について考察しよう。徳島藩領の鹿狩や鷹狩については、史料紹介はあるものの⁽⁵⁵⁾、これまでまとまった研究はない。本格的な検討は別の機会に譲らざるをえないが、ここでは「土佐泊浦絵図」と、『鳴門市史上巻』に翻刻掲載されている二点の史料を中心に検討する。

一つめは、延宝六（一六七八）年三月作成の「撫養大毛山・長崎山・島田青升山鹿御狩新御道筋之御帳」⁽⁵⁶⁾である。大毛山周辺での鹿狩に際して、「新御道」つまり新たなルートの規定したものである。ただし、この年に鹿狩が実施された形跡はなく、七月晦日には四代藩主綱通は死去している⁽⁵⁷⁾。藩主帰国後に当初予定されていた鹿狩にそなえて作成されたものであろうか。

全体はA大毛山・長崎山・島田青升山の「御道筋」と「御立場」の箇所、B板野郡鈴江口から岡崎村までの船のルート、C岡崎村から鳴門までの船のルート、がそれぞれ示されている。まずBによれば、藩主が乗船する徳島城下町福島橋から鈴江村川口に渡り、以下沖島村―榎瀬村―中島村―加賀須野村―広島浦―中喜来浦―矢倉野村―徳長村―吉永村―栗津浦―里浦―立岩村―林崎浦―北浜村―弁才天村―岡崎村「御屋敷」のルートが規定され、その距離が示されている。全体は五里一六丁である。つづくCは、岡崎御屋敷から岡崎村の「御舟場」までのわずか三〇間の陸路も示した上で、そこから舟に乗り、大桑島村―黒崎村―明神村―内海口を経由して大毛島北西の馬越「御舟着」に到着。そこから陸路で「鳴門御巡見所」に至るルートが示されている。この行程は二里二一丁である。

一方Aは、厳密な意味では行程ではなく、大毛山（土佐泊浦）・長崎山（高島村）・青升山（島田島）で藩主が鹿狩時に拠点とする「御立場」や乗船口となる「御船場」をあげ、あわせてポイントとなる地点間の距離を示している。例えば大毛山の「御立場」としては、「鰯網代」「萱谷た尾」「大鹿谷た尾」「亀のた尾」「孫崎」の地が具体的にあげられている。大毛島および海を隔てて隣接する高島村の長崎山や島田島が、鹿狩の場となっていたことを示すものである。前掲表3の西條家の経歴や史料17の記載とも一致している。

では、鹿狩の主要な場となった大毛島（土佐泊）での鹿狩の実態はどのようなものであろうか。図3は、大毛島の鹿狩の場を具体的に示す「（鳴門土佐泊浦之絵図）」⁽⁵⁸⁾のトレースである。図の中心やや左に、大毛山制道人（兼大毛山牧御用受持）であった③「西條房太宅」がみえる。したがって、本図は、彼が当主であった寛政三（一七九一）年から文政元（一八一八）年のうち、幼名「房太」の時期、つまり一八世紀末のものと考えてよい。表1でいえば、寛政五年（一七九三）ないし同六年の一代藩主治昭の鹿狩の時に相当しよう。

本図には大毛島全体が示されているが、このうち孫崎山から西谷が大毛山（留山）で、その南側に天和元年より留山となった「黒山」、「水ケタヲ」（水ヶ太尾）から南側が土佐泊山に相当する「野山」である。山や平地部分には大きな網が三ヶ所張られ、範囲を区分し、鹿を囲い込む役割を持たせていたことがうかがわれる。



上 図3 「鳴門土佐泊浦之絵図」

(徳島市立徳島城博物館保管・原図78.9×67.1cm)

左 「鳴門土佐泊浦之絵図」のトレース図

図の a b d がこの鹿狩時の「御立場」である。a が前掲「鯛網代」に該当すると想定できる。いずれも山の頂上・尾根に設定されている。一方、土佐泊浦の集落付近の e には「勢子^{せこ}」の記載が、f には「ソロエ」とある。「勢子」とは、狩猟時に鳥獣を駆り立てたり、他へ逃げ去ることを防ぎ止めるための人夫である。また鹿ヶ谷に位置する c は「勢子」の「中食」の場所である。したがって、「勢子」は e 地点にいったん揃えられ、d 水ヶ太尾附近から区域ごとに鹿狩が始まり、区域ごとに鹿狩をして、段階的に北上しながら狩を獲物を追い立てていったものと推定されよう。

勢子の役割については、明和五（一七六八）年八月に実施された鹿狩時の「撫養御狩一卷」⁽⁵⁹⁾という史料が詳しい。一〇代藩主重喜一行は、八月六日に撫養入りし、翌七日に「大毛山御狩」がなされ、九日には帰城している⁽⁶⁰⁾。

本史料には、事前に勢子らに伝達された注意事項など、一〇箇条分、二〇箇条分、「定」、「口達」が書き写されている（以下、順に A・B・C・D として、それぞれの箇条を丸番号で表記する）。C によればこの鹿狩時の「勢子大将」は、高八〇〇石の中老柏木忠兵衛であった。鹿狩は複数の組によってわかれ、組の勢子大将のもとに下裁判庄屋五人組、殺生人、勢子がそれぞれ編成されていた。勢子は組ごとに異なる紋様の鉢巻をしていた⁽⁶¹⁾。勢子に命じられているのは、次の点である。A ①勢子は藩主そばの纏からの視角に入らない様にし、A ②命令指示は勢子大将または下裁判に随い、A ③谷間には立たずに、A ④山の下から二合目、あるいは A ⑤山の上の八合目に立つこととされている。その上で、A ⑥勢子の役割は、隙間無くならび、鹿を逃さないようにすることであり、手柄を立てることではないこと、A ⑩山を上り下りする際にも乱れなく、静かに寄せていくことが求められている。C 1 でも、勢子は「追勢子」と「網の手勢子」にわかれ、何もない時は休息し、鹿が来た場合などに迅速に動くことが求められている。つまり勢子は、組織的に鹿を追いつめていく役割を与えられていたのである。したがって、B ②勢子と勢子の間を、鹿は勿論のこと兎や狸であつても逃した場合には、失態とみなされ、その者の名前と、「其所裁判」つまりその者の村役人が藩に報告されることになっていた⁽⁶²⁾。

また彼ら勢子が村々の百姓であつたことは、彼らをまず統括したのが「下裁判庄屋五人組」であつたことからもうかがえる。

文化二年（一八〇五）二月二日の「大毛山御鹿狩」は、鹿数九六頭・猪鹿四疋・兎四匹の「戦果」を上げたが、「列卒^{せこ}」（勢子）として、板野郡の百姓が動員されていた。「列卒」の「引渡才判請持」を担当した板野郡竹瀬村木内浅五郎が残した「大毛山御鹿狩列卒引渡名面帳」⁽⁶³⁾から、この時の動員の実態を垣間見ることができる。

この鹿狩の本陣は桑島村で、列卒は土佐泊浦と岡崎村とにわかれて逗留したが、列卒は総数二八〇〇人に及んだ。このうち惣引渡裁判である板野郡矢武村組頭庄屋田村恵次郎が管轄する村々の百姓八〇〇人が、狩の前々日の正月晦日、土佐泊浦潮明寺「揃^{そろえ}」として集められ、狩の翌日二月三日に帰村している（表 5）。八〇〇人は、木内家など五ヶ村の庄屋らの請持によって割り振られ、

木内家は、椎^{しいのもと}本村二七名・中窪村二三名・唐^{とうのその}園村一九名・古城村^{ふるしろ}二三名・下^{しも}庄^{しょう}村二〇名・西中富村二二名・東中富村二六名の百姓、合計一六〇人と、これを統括する小才判一〇名（当該村の五人組）を引率した。土佐泊浦では百姓宅に一七人（小才判を含む）づつ分宿している。

鹿狩は、このように多くの百姓が役として動員されることによって実現していた。鹿狩は、藩主や家臣団と百姓とが一体化して一つの目標（獲物獲得）に向かつて行うという点で、藩主の主導性を浸透させる一大デモンストレーションであった。ただし、動員された百姓ら勢子・列卒に求められたのは、獲物をとることではなく、いわば「人間の網」となって獲物の追いたてに徹することであった。その意味で、武士と百姓との身分差は徹底されていたのであり、その点を意識づける機会であったともいえよう。こうした鹿狩が行われる場の一つが、大毛島だったのである。

表5 板野郡西部からの鹿狩列卒

A追列卒800人 潮明寺揃

土佐泊浦		引渡才判名前
止宿先 長次方	惣引渡裁判	矢武村 与頭庄屋 田村恵次郎
旅宿亭主 繁蔵方より長次郎	後1番引渡	(竹瀬村) 木内浅五郎
郷分割場 喜八	2番	西分村 先規奉公人阿部太次右衛門
	3番	東貞方村 庄屋惣領 勘五
	4番	鍛冶屋原村 庄屋 新太郎
	5番	新喜来村 庄屋 伊兵衛
	組頭(庄屋)衆	(住吉村) 山田五郎左衛門
		(大松村) 近藤吉兵衛
		(矢武村) 田村恵次郎
	手伝加り	(古城村) 坂東孝兵衛
		政太

Bうち木内浅五郎請持列卒160人

土佐泊浦・止宿先	小才判	列卒
北分 儀左衛門・源蔵	椎本村五人組亀右衛門	椎本村 16人
北分 政五郎・勘太郎	椎本村五人組弥三郎	椎本村 11人／中窪村 5人
北分 記助	中窪村五人組善蔵	中窪村 16人
吉助	唐園村五人組増蔵	中窪村 2人／唐園村 14人
叶右衛門・徳助・貞助	古城村五人組増右衛門	唐園村 5人／古城村 11人
作之丞	古城村五人組多郎右衛門	古城村 12人／下庄村 4人
長次郎・孝助	下庄村五人組惣右衛門	下庄村 16人
兵蔵・矢三郎	西中富村五人組六郎右衛門	西中富村 16人
弥五之丞	東中富村五人組甚左衛門	西中富村 6人／東中富村 10人
熊七	東中富村五人組秀左衛門	東中富村 16人

備考：ほかに縄手弁持として1人・粟津浦徳蔵

出典：文化2年(1805)「大毛山御鹿狩列卒引渡名面帳」

(徳島県立文書館所蔵木内家文書 [キノウ 01297005])

おわりに

大毛山の歴史的展開とその特徴を、大毛牧・山の利用・鹿狩を中心にまとめると、以下のようになる。

①大毛山には「牧場」（「大毛牧」）が遅くとも寛永一二（一六三五）年までには設置され、⁽⁶⁴⁾藩の馬が飼育されていた。その範囲は「惣構」によって区切られ、百姓が入ることは禁止されていた。なぜこの地に牧場が設置されたのかを示す史料はないが、大毛島全体が海に囲まれている上に、牧場の北側・西側・南側は山に挟まれて馬や人の管理がしやすかったこと、かつ牧場や

その周辺地域では、田畑化がそれほど進んでいなかったことが条件となつたのではなからうか⁽⁶⁵⁾。その管理は、寛永一十二年以降、対岸の大島田・撫佐・室の三ヶ村に委ねられ、牧場「惣構」の出入管理はもちろんのこと、「御馬之御番」など全般を担っていた。彼らは牧場番をする見返りに、地元集落に隣接する島田島の御林の一部を「稼山」として用益することを許されていた。

②大毛島では、遅くとも慶安三（一六四九）年以降、藩主による鹿狩が行われてきていた。そのため、既に「牧場」となっていた大毛山はすでに寛永期から御林（「留山」となっていた。また近隣で鹿狩の場（「御鹿山」となつた長崎山（高島村）・島田山等も、一七世紀中頃（承応年間）には御林（「留山」）に位置づけられ、村々からの山の利用や狩猟は禁止されてきた。その後、鹿害のため、天和元（一六八一）年に土佐泊山・長崎山・島田山は留山が一時解除されるなどしたが、土佐泊山（「野山」）以外は、基本的に藩の御林（留山）として機能した。

③宝暦一一（一七八一）年以降、大毛島が鷹方支配に管轄変更されたのに伴い、大毛山の管理（「大毛山制道人」）は、牧場番の三ヶ村と、一七世紀末から一八世紀初頭に大毛島に居住するようになった「砲術師家」西條家の、両者が行うことになった。この変更は、大毛山の鹿狩の場としての性格がより重視されたことによるものと考えられる。この間、御林である大毛山では、一部で山請負人に対し立木等の払下げ等が行われた。

④さらに、寛政七（一七九五）年に三ヶ村による牧場番が廃止され、かわつて西條家が「大毛山牧御用受持」になり、幕末までこれを担当した。これに伴い大毛山の取締も、西條家が単独で担うことになった。西條家は寛政期以降長崎山の請負人ともなっており、両山の利用において特権を有した存在となつた。

⑤以上のように、鳴門海峡をのぞむ大毛島は、藩主の巡見所や大毛牧、そして鹿狩の場など、徳島藩の重要施設が集中する場であつた。そのため、大毛牧に利用する藁や、鹿狩における列卒などが、広く領内から役として徴発されていた。

注

（1）『阿波・淡路国絵図の世界』（絵図図録第三集）徳島城博物館、二〇〇七年。

（2）個人蔵、八五・〇×六五・六cm。藩の本厶役に提出された国絵図であるという（前掲『阿波・淡路国絵図の世界』）。

（3）御林については、拙稿「近世後期徳島藩における御林の分布と特徴」（『鳴門教育大学研究紀要』三〇、二〇一五年三月）参照。

（4）『鳴門辺集』（鳴門市史下巻別冊）（鳴門市、一九八八年）。

（5）徳島藩の組頭庄屋とは、他藩の大庄屋制と共通する側面をもち、郡内の組村を統括する存在だった。郡中諸割賦・組村割符を運営するだけでなく、藩からの触達の伝達、組村からの訴訟・歎願、公事出入の調停、組村内の治安

維持・調査報告などを主要な任務としていた。詳しくは高橋啓『近世藩領社会の展開』（溪水社、二〇〇〇年）第二部第三章を参照されたい。

- (6) 大館右喜『幕藩制社会形成過程の研究』（校倉書房、一九八七年）および同「江戸幕府巡見体制の一考察」（『帝京史学』一九、二〇〇四年二月）が詳しい。

- (7) 天正一三（一五八五）年から天保一四（一八四三）年にかけての徳島藩の藩主の事蹟、家臣の身分・役職、法例等を編年体で示した年表。藩命により藩主中山茂重が編さんし、嘉永四（一八五一）年に完成した（『徳島県史料第一巻阿淡年表秘録』徳島県、一九六四年）

- (8) 徳島県立文書館寄託森英雄家文書（モリ三〇一八八九〇〇・三〇一八九一〇〇〇・三〇一八八八〇〇〇）。これらを翻刻した労作、『幕府御巡見使御用一卷』（鷺敷古文書研究会、二〇〇五年）が大いに参考になる。

- (9) 『鳴門市史上巻』（鳴門市、一九七六年）、六八三〜六八七頁。

- (10) 寛政期は、『阿波志』（全一三巻、文化一二年（一八一五）一二月）が編さんされた時期とも重なる（現在、徳島市立徳島城博物館所蔵）。『阿波志は』、藩命をうけ藩儒佐野少進（之憲）が編さんしたもので、郡ごとに図・沿革・郷名・荘名・村里・土田・租税・戸口・山川・公署・土産・祠・廟・仏刹・古蹟・陵墓・氏族を記載したものである。しかし、漢文で記され、各村の情報に上記各項目ごとに分散して編集されている（読み下しの史料集として笠井藍水和訳版『阿波誌』歴史図書社、一九七六年がある）。そのもととなる情報は、編者佐野少進（之憲）の指示をうけ、寛政四年（一七九二）一二月に藩の各郡代が、組頭庄屋を通じて各村庄屋らに命じ、調査・報告させた内容である。当該地域についても、寛政四く六（一七九二く九四）年に編集されたものが山田家文書（板野郡住吉村組頭庄屋）に残されており、活字化されている（『阿波志編集―鳴門市域の組村分』鳴門市、二〇一三年）。組頭庄屋が管轄する組村単位に編集され、板野郡一〇組のうち八組分が現存している。その内容は、村ごとに、旧跡土地之申伝・山川之様子・田畑之様子・神社仏閣・産物（多出来之品・珍敷品）・人物（孝子良民・旧家等）・古物御判物・古記軍記板本等を記録したもので、和文で村明細帳に近い簡素な記述が多いが、『鳴門辺集』の記載とも重なる部分が多い。この「阿波志編集」に關係して、『鳴門辺集』の堂浦の項には、「岡田寿助先祖櫛木三郎左衛門以来家相統年数千年余ニ成ル、御儒官佐野先生え近頃被仰付候阿波志_{（阿波志）}遍集_{（遍集）}旧家之内ニ入居申候、近頃疼足ニ付御願申當時休役」とある。仮に「鳴門辺集」の編者が藩儒であれば、佐野「先生」とは呼ばないはずである。となると、『鳴門辺集』は藩儒の作成ではなく、百姓側の作成によると考えてよいだろう。したがって、『鳴門辺集』の作者は、地元を担当詳しく、進行中の「阿波志編集」の内容も知り得た人物であり、『鳴門辺集』解題がいうように組頭庄屋層の可能性が高いと考えられる。

- (11) 『鳴門市史上巻』（鳴門市、一九七六年）、六七五く六八三頁。

- (12) 白井哲哉『日本近世地誌編纂史研究』（思文閣出版、二〇〇四年）および

『歴史評論』七九〇（特集・近世日本の地域意識を問う）、二〇一六年二月）所収の諸論考が参考になる。

（13）詳しくは、本報告書の根津寿夫氏執筆部分を参照されたい。

（14）「天明八申年中御仕置所御用帳」（国文学研究資料館所蔵蜂須賀家文書・文書番号二七A―二六七―一、以下「蜂須賀二六七（一）」のように略す）によれば、いけすが廃止されたのは、天明八（一七八八）年六月のことである。六月一八日の項に次のように記されている。「一、撫養高島すく野海堀切築切等出来ニ而先達而鯨ニ被仰付置候処、右鯨此節御指止被成、以前之通被 仰付候条、右様相心得可有手配候、尤築切等其俣ニ指置成とも取崩成とも、何分百姓共便利之处宜敷候之様勝手次第可有了簡候、就夫右鯨以来塩方御為減候儀も有之事ニ候得ハ、彼是之所追々行着可被申出由塩方御代官へ趣意書を以申達之」「一、撫養高島すく野海、先達而鯨ニ被仰付置候所、此節御指止、以前之通被 仰付候条、百姓共便利宜敷様勝手次第可有了簡旨、塩方御代官へ及下知候間、右様相心得置由、郡御奉行伏屋岡三郎申達之」。なお、「鳴門絵図」（岩村家文書、小橋靖編『徳島県塩業写真資料集』グラント印刷、二〇一六年、四〇五頁所収）には、「すくノ海」に「御鯨」が記されている。鯨がスクノ海の西端に存在したこと、藩のための鯨と意識されていたことがうかがえる点で興味深い。

（15）このほか、近代初頭においても、高島村の塩田をウチノ海側に拡大しようとした際、高島村側はウチノ海を漁場とする堂浦に事前に了解をとりつけている。その際、高島村が相応の浦役を負担することを約束している（明治二（一八六九）年十二月「乍恐奉願上覚」三木文庫所蔵文書「五〇八―c―五」）。

（16）前掲拙稿「近世後期徳島藩における御林の分布と特徴」。御林の定請化は、安永三（一七七四）年に設置された為替方役所の時代から確認できる。ただし史料2の「壺人預り御林」とその廃止がいつで何を意味するのかは不明である。一方、後述するように三ヶ村による「牧場番」は寛政七（一七九五）年までである。したがって、少なくとも史料2の作成年代は、安永四（一七七五）年もしくは天明七（一七八七）年のいずれかに限定されよう。

（17）徳島県立文書館所蔵「大島田文書」文書番号一六一（以下「大島田一六一」のように略す）。

（18）寛永一二年に設置された可能性もあるが、残念ながら設置時期は明らかではない。なお、それまでは三ヶ村の住人が大毛山に入り草木を刈る様な実態があったことも想定できる。

（19）「御仕置御家老え相窺御書付を以被仰渡候郡所記録」「蜂須賀二七A二八五（一）」。

（20）徳島大学附属図書館『蜂須賀家臣団家譜史料データベース』（<http://www.lib.tokushima-u.ac.jp/dbhachi/hachi.html>）「岩田卯次郎」の項を参照。

（21）ここで利用が認可された山は、各村元に存在する山であるが、それまでは藩の御林であったことになるう。

（22）のちの寛政四（一七九二）年のものであるが、次の史料は大島田村庄屋が

「御厩」に提出したもので、「大毛牧」の馬がすべて徳島に移送されたのが天和三年二月三日であること、またその一年後に牧に馬が戻されたことを報告している「大島田一六七」。

（端裏書）「大毛牧御馬不殘徳島へ御取越被為遊ニ付、願書年号書付上扣」

申上ル覚

一、大毛牧御馬不殘徳島え御取越被為遊年号、左之通ニ而御座候、委敷儀ハ相分不申候得共、壹ヶ年ン程振ニ又々已前之通御入被為遊、不相更私共へ御用被為仰付、相勤来申候趣申伝候、御馬数之儀も相分不申候

一、天和三年二月三日ニ大毛牧之御馬、不殘徳島え御取越シ被為遊候

右之通帳面端シ書ニ御座候ニ付、書付指上申候

子四月十四日

大島田村庄屋 石坂門平

右之通御厩へ指上申候、則諸袋持参仕候

（23）前掲『蜂須賀家家臣団家譜史料データベース』「西助右衛門」の項を参照。

（24）「大島田一五二」。

（25）御林奉行の手代カ。本文によれば、浅井の質問は、御林改のたびに三ヶ村から提出される「改帳面」の内容に関するものであったと考えられる。だからこそ、本来御林であった三ヶ村の山が、「稼山」として格別に認可された経緯を三ヶ村は答えているのであろう。

（26）その背景には、塩田における薪需要があったことが推測される。

（27）「御仕置御家老より御書付を以被仰渡候郡所記録」「蜂須賀二八六（一）」および宝暦五（一七五五）年「御家老方被申渡候一卷并郡御奉行共方々時々申達相極候郡方記録」「蜂須賀一三六九」。

（28）前掲注（27）に同じ。

（29）「大島田二〇七」。

（30）前掲『蜂須賀家家臣団家譜史料データベース』「岩瀬幸太郎」の項によれば、二代岩瀬孝平は、当初「幸太郎」といい、天明七（一七八七）年一月に「御馬医役」であった亡夫徳次郎の跡目を継ぎ、享和三（一八〇三）年六月に「幸平」と改名している。文化五（一八〇八）年の御厩方改めに際し、「御厩奉行兼帯」を命じられている。

（31）「大島田二〇六」。

（32）「大島田二〇八」。

（33）「大島田二〇五」。

（34）「大島田一二五」。

（35）前掲『蜂須賀家家臣団家譜史料データベース』「福岡門兵衛」の項によれば、福岡令左衛門は明和七（一七八七）年三月に養父十五左衛門の家督を継ぎ、同年八月富田屋敷広間番を皮切りに、安永五（一七七六）年二月に作事奉行、江戸在番をへて、天明元（一七八一）年五月に大谷屋敷柵奉行、天明八（一七八八）年一〇月に蔵奉行となっている。郡奉行となったのは、寛政元（一七八九）年三月の病気の伏屋岡三郎郡奉行助役のち、翌二年正月に

猪子駒藏に代わり郡奉行となり、さらに同四年五月には伏屋岡三郎の管轄を引継ぎ、同七年二月には用人となつてゐる。郡奉行の期間で子年であるのは、寛政四（一七九二）年のみであることから、本史料をふくみ一連の内容である史料7、12は、寛政四年のものと特定できる。

(36)「大島田一二四」。

(37)前掲『蜂須賀家臣団家譜史料データベース』「森野直二郎」の項によれば、徳島城下町で「馬医术」をしていた人物で、安永七（一七七八）年一月に日帳格に召し出され、四人扶持・支配七石を与えられ「御馬医方」に命じられて、嫡子所助に家督相続する文化元（一八〇四）年一〇月まで勤めてゐる。

(38)鳴門教育大学所蔵・後藤家文書中には、「御厩藁并大毛牧御馬飼料藁上納」が命じられた名東郡の国府周辺の村々では、米屋庄兵衛に上納してもらい、その代銀を後日郡中諸割賦とすることを相談している手紙が残っている（「後藤二〇―二八二④」。大毛牧で使う藁は領内の百姓が負担していたのである。

(39)藩法研究会編『藩法集3 徳島藩』（創文社、一九六二年）、一〇九〇（御鷹方）。

(40)前掲『藩法集3 徳島藩』一〇九一（御鷹方）。

(41)前掲『蜂須賀家臣団家譜史料データベース』「長谷川又之丞」の項。

(42)『天明八申年中御仕置所御用帳』『蜂須賀二六七（一）』天明七（一七八七）年九月三日条には次の様な記事がみられる。

一、板野郡土佐泊浦山里とも田畠围内外并馬防迄之間、近年御留野二相成有之候ニ付、猪鹿立毛作物等相荒、百姓共難渋之趣ニ相聞候ニ付、以前之通右山里とも此後明野ニ被仰付候間、夫々可有手配旨御鷹支配へ申達之

土佐泊浦の田畠围より外側で留山の「馬防」までの間は、近年御留野のなつていたが、猪鹿が作物を荒らし、百姓が困るので、以前の通り御留野を解除とすべきことを、御鷹支配に命じたものである。「馬防」が留野と留山の境界として位置づけられていたことがうかがえる。

(43)「寛政七年御仕置所御用帳」「蜂須賀二六七（一〇）」のうち「万覚帳」の記載。

(44)徳島県立文書館寄託・西崎家文書・文書番号ニシサ〇〇八八二〇〇〇。

(45)前掲『蜂須賀家臣団家譜史料データベース』「西條琳之助」の項。なお、『鳴門市史中巻』（鳴門市、一九八三年、四一七―四一九頁）にも、西條家の略歴が示されている。「成立書」の内容とも重なる部分が多いが、根拠となる史料が不明である。したがって、ここでは「成立書」のみに依拠して整理した。中世後期の西條（佐々木）氏については、福家清司「阿波国板西郡柿原荘・松島西条荘とその地頭」（『四国中世史研究』四、一九九七年八月）を参照されたい。

(46)『鳴門辺集』によれば、櫛木村にある「三婦太発り」は、西条三郎太郎（二代綱貞）が開発した場所をさすと伝えられている。

(47) 宝永二年二月二五日「諸公事裁許落着之覚」「蜂須賀二九六(六)」(国文学研究資料館編『近世の裁判記録』名著出版、二〇〇七年、八一〜八二頁に翻刻あり)。

(48) 「寛政四子年中御仕置所御用帳」「蜂須賀二六七(六)」。

(49) 定請林と為替方改革については、拙稿「近世後期徳島藩における御林の分布と特徴」「鳴門教育大学研究紀要」三〇、二〇一五年三月を参照されたい。

(50) 「(表題欠・寛政七卯年中御仕置所御用帳)」「蜂須賀二六七(七)」でも長崎山が「西条房太定請林」となっていることが確認できる。その山には「石口」が存在していた。拙稿「近世後期における撫養石請負と『御手行』」「阿波学会紀要」六一、二〇一七年三月刊行予定) 参照。

(51) 寛政四(一七九二)年十一月に幕府が各藩に対し、前々より相伝教習している「武術武備」と、「武芸格別拔群成もの」を報告する様に命じた(『御触書天保集成下』五四九六、岩波書店、一九四一年)。本史料は、これに対応するために、領内の武芸流派を書き上げたものである。

(52) 『鳴門市史中巻』鳴門市、一九八三年、四二〇〜四二六頁には、四代重亮の兄主馬(重次)が記した「西条流銃法覚書」や「西条流炮術提要追加」(享保一一(一七二六)年)などが翻刻掲載されている。市史によれば、その特徴は①弾丸が小さく命中率が高く、殺傷力が強いこと、②洗薬で銃をふくことで、連続して発射できること、③数年変質しない火薬を利用することなどにあったという。

(53) 前掲『藩法集3 徳島藩』一〇九九(御鷹方)。

(54) 同じ炮術師家の若山家は、武徳流砲術稽古場所として、鮎喰川原・津田浦・沖之洲浦・長原浦等を願ったが、津田・沖之洲は漁業に差し障るので許可されず、鮎喰川原と古川渡場から角瀬までの中洲での稽古が許されている(「寛政二戌年中仕置処御用帳」「蜂須賀二六七(三)」七月一二日条)。

(55) 徳島県立文書館編『鷹狩りと御旅所―小松島市栗本家文書を中心に―』(第二一回資料紹介展図録、徳島県立文書館、二〇〇一年一月)。また、徳島の古文書を読む会編六班『御鷹方御用并諸願一卷控帳―和田津新田栗本家文書―』(私家版、二〇一四年)という貴重な成果がある。

(56) 「蜂須賀一三二」、前掲『鳴門市史上巻』六八九〜六九二頁所収。ただし史料が翻刻掲載されているのみで、具体的な検討はない。また、本史料は村瀬九左衛門によって作成されているが、彼の役職等は不明である。

(57) 前掲『徳島県史料第一巻阿淡年表秘録』によれば、藩主綱道は四月八日に江戸を発ち、同月二二日に阿波に到着。夏に病氣となり、七月晦日に逝去している。『鳴門市史上巻』では、三月に七代藩主綱矩が鹿狩を行ったとしているが、誤りであろう。

(58) 阿波国文庫(徳島市立徳島城博物館寄託)。

(59) 『鳴門市史上巻』六九二〜六九七頁、『阿波藩民政資料上巻』(徳島県、一九一六年、五一九〜五二九頁、「板野郡福家龍太郎氏所蔵」)。これは、「御旗本下裁判福永半蔵」なる人物が記したものである。

(60)重喜が「押込隠居」となるのは、翌明和六年一〇月である(笠谷和比古『主君「押込」の構造』平凡社、一九八八年)。

(61)勢子には、一人一日米五合が支給されており(『阿波藩民政資料上巻』徳島県、一九一六年、五一〇頁)、各村の庄屋家文書に扶持の受取が残っている場合がある。

(62)これに対し、B②「殺生人」や「鉄砲所持の者」は、鹿を見付け次第に打ち取ることが別途命じられていた。

(63)徳島県立文書館寄託木内家文書・文書番号キノウ〇一二九七〇〇五。

(64)大毛牧の成立時期について、前掲『鳴門市史上巻』(一四四〇頁)では寛永六(一六二九)年と記しているが、その根拠が不明であるので、ここでは本文のように評価した。

(65)「鳴門辺集」によれば、土佐泊浦では「野」と呼ばれる家数一〇軒余の集落が存在するが、ここは延宝年中に板野郡奥野村より百姓が移住したことに始まる集落であるという。また「土佐泊之田畠多クハ此所ニ有リ」とされている(土佐泊29)。こうした情報がわざわざ記されていることから、一七世紀前半において土佐泊浦の集落や田畠は、浦の集落に限定されていたとみてよからう。ちなみに、一八世紀後半には、福池周辺に集落と「田」を確認できる(図3)。

参考文献

- 大館右喜 一九八七 『幕藩制社会形成過程の研究』校倉書房、一九八七年
大館右喜 二〇〇四 「江戸幕府巡見体制の一考察」『帝京史学』一九
笠谷和比古 一九八八 『主君「押込」の構造』平凡社
佐野之憲編 一九七六 『阿波誌』(笠井藍水和訳版)歴史図書社
白井哲哉 二〇〇四 『日本近世地誌編纂史研究』思文閣出版
高橋啓 二〇〇〇 『近世藩領社会の展開』溪水社
藩法研究会編 一九六二 『藩法集3 徳島藩』創文社
徳島城博物館 二〇〇七 『阿波・淡路国絵図の世界』(絵図図録第三集)徳島城博物館
徳島県編 一九六四 『徳島県史料第一巻阿淡年表秘録』徳島県
徳島県立文書館編 二〇〇一 『鷹狩りと御旅所―小松島市栗本家文書を中心に―』(第二一回資料紹介展図録)、徳島県立文書館
徳島の古文書を読む会六班編 二〇一四 『御鷹方御用并諸願一卷控帳―和田津新田栗本家文書―』私家版
鳴門市編 二〇一三 『阿波志編集―鳴門市域の組村分』鳴門市
鳴門市史編纂委員会編 一九七六 『鳴門市史上巻』鳴門市
鳴門市史編纂委員会編 一九八八 『鳴門辺集』(鳴門市史下巻別冊)鳴門市
福家清司 一九九七 「阿波国板西郡柿原荘・松島西条荘とその地頭」『四国中世史研究』四
町田哲 二〇一五 「近世後期徳島藩における御林の分布と特徴」『鳴門教育

大学研究紀要』三〇

町田哲 二〇一七 「近世後期における撫養石請負と『御手行』」『阿波学会紀要』六一

鷺敷古文書研究会 二〇〇五 『幕府御巡見使御用一卷』鷺敷古文書研究会

徳島大学附属図書館 『蜂須賀家家臣団家譜史料データベース』

(<http://www.lib.tokushima-u.ac.jp/dbhachi/hachi.html>)

(鳴門教育大学)